

子ども・子育て会議（第12回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第13回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成26年1月29日（水）14：00～16：30

場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）について

（2）公定価格・利用者負担について

（3）その他

3. 閉 会

[配付資料]

資料1-1 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について

資料1-2 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について（報告）

資料1-3 審議の経過について

資料2-1 公定価格・利用者負担の主な論点について

資料2-2 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について

参考資料1 経営実態調査の結果（平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況）

参考資料2 委員提出資料

○無藤会長 それでは、「第12回子ども・子育て会議、第13回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 委員の御出欠について御報告をいたします。

今村委員、小室委員、佐藤博樹委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員におかれましては本日所用により御欠席でございますが、代理といたしまして高知県教育委員会教育長の中澤様に御出席をいただいております。

なお、秋田委員におかれましては少し遅れるという御連絡をいただいております。

また、柏女委員はまだお見えではないようですが、出席との御連絡をいただいておりますので、本日33名中29名の委員の御出席予定ということで、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

資料につきましては議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

また、本日は岡田副大臣に御出席いただいております。

○岡田内閣府副大臣 御苦労様です。

○無藤会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日ですけれども、まず初めに中央教育審議会教育課程部会及び社会保障審議会児童部会の合同の検討会議におきまして取りまとめられました「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」の報告書について、5分程度で報告をしていただきます。

続きまして、「公定価格・利用者負担」について120分程度での説明、御議論をお願いしたいと存じます。これは後でまた御説明もしますが、今日公定価格について決めるということでは全くありませんので、年度末、場合によって年度をまたぐ可能性もあるわけですが、非常に大事なこと、また細部のこともいろいろありますので、次回以降も含めながら議論を重ねていきたいということでございます。

それでは、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」について、事務局から御報告をお願いいたします。

○蝦名幼児教育課長 お手元の資料1-1、1-2、1-3でございます。「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について」ということで、お手元の資料の横長の1-1は概略について御説明をしたものでございますけれども、新しい今回の認定こども園法の改正に伴いまして現在の幼保連携型認定こども園、いわば制度を改正して設けられることとなります新しい幼保連携型認定こども園につきましては、学校としての法的な位置づけと児童福祉施設としての法的位置づけの両方を有する単一な施設であるということから、ここにおきます教育や保育の内容に関する事項、基準につきましては、この新しい幼

保連携型認定こども園に固有の基準として設ける必要があるということでございます。

本件につきましては、昨年の6月にこの会議におきましてもその検討につきまして御説明し、御了解をいただき、中央教育審議会もとの専門部会と、それから社会保障審議会もとの専門部会の合同の会議によりまして内容について検討を行うこととなったところでございます。

この間、昨年の11月にも一度会議の進捗状況についての御報告を申し上げたところでございますが、今般、去る1月16日にこの報告について取りまとめが行われましたので、その内容について御説明をいたします。

資料の1-2の縦長の策定について報告の資料をご覧くださいと思います。1ページおめくりいただきますと、目次がございます。目次は「これまでの経緯」から始まりまして、幼保連携型認定こども園の教育・保育の目的等を確認するというところから、この新しい要領を策定する上での「基本的な考え方」について御議論をいただき、整理をいただいたということ。それから、具体的な教育及び保育の内容について、どういう点に留意する必要があるかということについて議論の上、おまとめをいただいたことになってございます。

ページは少し飛びまして、3ページからが「幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目的等」というところがございます。改めて、この幼保連携型認定こども園の教育・保育の目的について確認をさせていただきます。

特に(1)のところ、「子どもの育ちに関する理念」ということをまず御議論いただいたわけですが、この内容は昨年の8月にこの会議でもお取りまとめをいただきました基本指針のおおむねの案の中の理念から多くを借りてきているところがございます。それとの整合性も確保しようということでございます。

その上で4ページ、5ページと、新しい幼保連携型認定こども園の教育・保育の目的について法律等に照らして整理を行った上で、6ページ以降が基本的な新しい要領の考え方について御議論をいただいたものを整理しているところがございます。

(1)としては、法律上の幼保連携型認定こども園の保育要領(仮称)の位置づけについて再確認をしているところがございますが、特にこの法律の規定におきまして、現在の幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保するということが法律上求められているところがございますし、小学校教育との円滑な接続ということも法律上求められております。

こういったあたりが今回の検討の大きな柱の2本ということになりますが、それに加えて当然ながら幼稚園とも保育所とも違う施設であるということから、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項にどのようなものがあるかということも大きな柱として御議論いただいているところがございます。

(2)で「幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性」というところで、7ページになりますけれども、○が幾つかございます。上から2つ目に、ここで行われる教育の内

容に関してはということで、他校種の指導要領と同様に全ての子どもに対して指導すべき内容を示す基準となるので、心身の発達の段階や特性を十分に考慮し、幼児期の特性を踏まえた教育を展開する。

それから、ここで行われる保育の内容に関してはここにありますように、家庭との緊密な連携のもと、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障するに当たり、一人一人の存在を受けとめ、援助すべき内容を示す基準となることを踏まえて、子どもの最善の利益を保障するという観点から検討すべしということがお示しをされてございます。

その上で、小学校に上がる時期におきましてはその次の○にありますように、環境を通して行う教育及び保育が基本という現在の幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえて、この幼保連携型認定こども園においても環境を通して行う教育、保育を基本とすること。あるいは、遊びを中心とした豊かな生活ができるよう配慮することといったようなことを基本的な考え方としてお示しをいただきました。

その上で、教育及び保育のねらいや内容等については健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域、現在幼稚園教育要領等でうたわれております5つの領域から構成するというのを御確認いただきました。

その上で、8ページに「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」についても御議論をいただき、取りまとめをいただきました。特に、0歳から小学校に上がるまでの子どもが一日の多くの時間を過ごすということからしますと、子どもの一日の生活の連続性や生活リズムの多様性への配慮ということが必要になってくるだろうといったこと。あるいは、在園時間の短い、長いといったようなことや、入園時期の違いなどもあるということから、一人一人の生活の仕方やリズムへの配慮ということも重要であろう。

それから、幼保連携型認定こども園における生活を見通した教育及び保育に関する全体的な計画の編成が大事であろうといったようなことが、特に配慮すべき事項として基本的な方向性、考え方としてお示しをされてございます。

その上で、9ページ以降が「教育及び保育の内容等」ということでございますけれども、先ほどご覧いただきましたように、現在の幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保しつつ、幼保連携型認定こども園としての固有の配慮事項について内容を示していくということを基本とし、9ページの「主な内容等」のところで、まずはこの内容の保育要領（仮称）の構成を検討する際は、先ほどの「基本的な考え方」に示した事項を踏まえて環境を通して行う。それから、遊びを中心とした豊かな生活を展開するというのを基本として、幼稚園教育要領と保育所保育指針と同様に5つの領域の狙いや内容などに加えて、以下のような内容を盛り込むことが必要だというようなことをおまとめいただいております。

その中で、特に先ほどの幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項でも挙げられておりました、発達や学びの連続性に関する事柄について、9ページの以下の3つの○などで整理をいただいたということでございます。

また、11ページまでまいりますけれども、幼保連携型認定こども園は子育て支援が義務づけをさせていただきますので、特に幼保連携型認定こども園固有の事項としての子育て支援ということについて、11ページの真ん中くらいから2つの〇でもって整理をいただいているといったようなことを内容とするものでございます。

12ページには、この内容をこれからここで御議論いただきました報告に基づいて要領、本体を官報に告示すべく現在作業を行っているところでございますが、12ページにはその内容の周知のために解説、あるいは解説のほかに参考となる資料なども作成せよということ。説明会などをきちんと行い、制度の施行に備えよといったようなこと。あるいは、保育者、行政担当者とともに小学校の教職員でありますとか行政機関などにもこの内容の周知が図られるようにといったようなことについても提言をいただいているところでございます。

今後、これらに基づきまして、先ほど申しましたようにこの方向に基づきまして要領本体を作成し、2月のできるだけ早い段階にパブリックコメントを行い、可能であれば本年度中に官報に告示をするといったようなスケジュールで、この要領については今後進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

実は、この報告の作成についての会議は、私は文部科学省側の座長で、秋田委員が厚生労働省側の座長ということでまとめさせていただきました。

少しだけ注釈を加えますけれども、これは表題のとおりですが、幼保連携型認定こどもの園が実際に保育を進める場合にどうするかということの指針を示すもので、その方向性といいますか、それを与えておりますので、要領そのものではもちろんないというのは当たり前なのですが、そういうことでございます。

それについては、2月に座長が事務方と相談しながらつくり、パブリックコメントが必要ですので、それを経て3月末の告示を目指すということでございます。

それからもう一つは、新しい制度になっても幼稚園は幼稚園として、保育所は保育所として残り得るわけでありまして、当然幼稚園は幼稚園教育要領、これは現行のものが継続いたしますし、保育所のほうは保育所保育指針が継続するわけです。そちらは多分、改定の予定はないのだらうと思います。

そうすると、当然ながらこの幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）もそれらと整合的でないとおかしいと思いますので、そういう意味では大規模な変革ということではない。幼稚園の指針と保育所側の指針をいわば合わせるような形で、しかしながら認定こども園固有のことが幾つかございますので、それについてのつけ加えなり修正なりをするという趣旨でつくるということでございます。

それでは、何か御質問があればと思います。

では、宮下委員どうぞ。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

まず、第1にこの仮称というところですが、あくまでも幼保連携型認定こども園というのは保育も教育もする場という考え方からしますと、教育という文言が最初の部分で出てきてもらえるとありがたいと思います。また、いろいろな内容等、あるいは目的等についても、教育及び保育の内容、教育及び保育の目的というようにすべてきちんと書き足されておりますので、ぜひ保育・教育要領というような名称に直していただけるとありがたいと思っています。

それからもう一つ、12ページにありますけれども、この要領ができ上がった際には、皆さんにしっかりと説明するということが書いてございますが、幼稚園あるいは保育所の先生方は、幼保認定型認定こども園に移行する場合、非常に大きな不安を持っております。したがって、新しい要領について、各市町村、あるいは県ももちろんですが、これに携わる先生方にもきちんとわかるような説明をしていただいて、それぞれの現場で目的が果たされるような伝達方法を考えていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

今のことの最初のほうの名称のことは報告書のどこかにもあるかもしれませんが、仮称というのは結局、決めるには至らなかったわけで、この報告の御趣旨、または宮下委員の御指摘は報告書の中にも含まれておりますので、それを合わせながら法令的に書くような形ということで検討をしております。

ちなみに、お手元の報告の4ページを開いていただきますと、○が4つあるうちの3番目ですけれども、教育、保育の用語について明確に記されているわけです。つまり、認定こども園法第2条第7項というところで、この幼保連携型認定こども園の目的を引用してございます。そこでは、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育」、これは幼稚園教育、つまり学校教育法の目的と同じです。

ですから、教育と呼んでいるのは正確にいうとこの文に当たるということですね。それを短く言う。時にはこれを学校教育と呼んだり、単に教育と呼んだりしておりますが、正確な法令としてはこれに該当する。

それからもう一つの保育のほうも、これは児童福祉法の定義を持ってきていると思えますけれども、保育を必要とする子どもに対する保育という言い方をしておりますが、これも正規にはこういう言い方をして、それについて簡略的に言うときに保育ということがありますけれども、法令的にはこのことを指すということですね。

ですから、御存じのように単に保育するという場合には、実は幼稚園教育要領の目的にも入っておりますので、保育という言葉が文脈でわかる場合には単独で使うわけですけれども、正確にはこういう意味である。したがって、保育するというのは、かなり本来は広い意味なのだということは申し添えておきたいと思います。ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。では、どうぞお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

この間、無藤座長、秋田委員を初め、合同の検討部会の皆様におかれましては本当に集

中的な御検討をいただき、敬意を表します。

内容につきましては大切なものが含まれておりますので、特に意見や質問はないのですが、市長の立場としては今後の対応について1点申し上げます。

それは、12ページにおまとめいただきました「趣旨の周知のための取組等」というところです。ここは4項目ありますが、かなり細かく御配慮ある今後の周知のための取り組みが例示されています。

例えば、1点目は「特に、小学校教育との接続、子育ての支援や特別な支援を必要とする子どもに対する教育及び保育等の事項については、解説のほかに参考となる資料を作成することも考えられる」、このことは極めて重要だと思いますので、パブリックコメントを経て具体的に、仮称ですが、「幼保連携型認定こども園保育要領」がまとめられましたら、その内容についてできる限り早くそのような参考資料をつくっていただければありがたいと思います。

言うまでもなく、認定こども園の関係者や行政担当者等に向けた説明会については記述されているのですが、こうした説明会の場合、都道府県の広さでするのが望ましいのか、市町村が参画しながらともに行うのが望ましいのか。あるいは、今の時代でございますので、例えば電子的な媒体を駆使して、必ずしも説明会等に集まることが可能でない皆様についても、適切な周知や、あるいは「Q&A」というような形でいろいろな疑問に答えられるような取り組みなども有用かと思えます。

特に、保育園や幼稚園関係者、こども園関係者ではなく、小学校の教職員が認識をしていただくことが重要だと思いますし、この中身では「小学校との接続」というところが大変重要であるという問題認識のもとで検討された経過があります。

したがって、子ども関係は市長部局が担当し、ですから認定こども園については市長部局が担当し、学校教育については教育委員会が担当するということがあり、大変僭越ですが、三鷹市の場合には非常に風通しよくやっておりますけれども、より連携した説明会や取り組みが求められると思っておりますので、そのような周知のあり方についても当然のことですが、首長部局と教育委員会の連携によって適切な周知徹底ができるというような方向性を、今後示していただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 その点は十分配慮して、事務方とも相談して進めます。

ちなみに、この要領ができましたら解説書というのは既に作成予定で、通例のスケジュールですと前年度の夏くらいでしょうか。つまり、今年の夏くらいというめどだろうと思いますが、今、御指摘の点はそれ以外にもさらに指導資料等を作成することもあっていいのかもしれないという意味でございました。

ほかにございますか。では、お願いいたします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について」の報告にある「趣旨の周知のための取組等」のところで質問をしたい。

以前、この要領に基づいて園児要録の作成が義務づけられるとあった。現在、保育所児童保育要録の形式は市町村ごとに定められているが、この園児要録の市町村のかかわりや様式はどのようになるのか。それぞれ個別の幼保連携型認定こども園ごとに違うのか。また、事業者向けにはいつごろ周知されるのか伺いたい。

○無藤会長 これは、課長のほうからお願いします。

○蝦名幼児教育課長 要録についてでございます。この要領そのものの中に入れるか、あるいは内容によっては先般まで御議論いただいていた認可基準ですね。この系譜のものとして扱っていくことにするか。ちょっと整理をさせていただければと思っております。

その上で、今回要録をつくって小学校にきちんと伝えるというふうなことも大事なポイントだろうと思っておりますので、その内容などについてまた御意見もいただきながら検討させていただきたいと思っております。

○無藤会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。とりあえずはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、続きまして公定価格につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○長田参事官 資料番号の順番と説明の順が逆になって恐縮でございますが、資料2-2、「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」という資料をご覧くださいければと思います。

これまで、本日も資料2-1という形で御用意をいたしました「公定価格・利用者負担の主な論点について」ということで、かなり細部にわたる論点をお示してきたわけですが、そういったことの詳細の整理とともに、全体的な公定価格の骨格をおまとめいただくに当たって、全体的なフレームということも念頭に置いていただきながら議論を進めていただく必要があることから、本日このような資料を用意させていただいた次第でございます。ややおさらい的になりますが、全体像ということで整理をしたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、まず1の経緯というところでございます。もう皆さん十二分に御案内の内容かと思えますけれども、この新制度につきましては平成24年3月2日の少子化社会対策会議決定におきまして量の拡充、そして質の改善を実施するために、「税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施する」とされているところでございます。

なお、この少子化社会対策会議と申しますのは、少子化社会対策基本法という法律に基づき、総理を議長として関係閣僚から構成される会議でございます。これを受ける形で、社会保障・税一体改革の中で今般、従来消費税の使途として「高齢者3経費」に限られていたものについて、少子化対策についても消費税財源を充てることとされたものでございまして、具体的にはこの消費税による増収分から0.7兆円程度を充てる。

ただし、この新制度の量拡充並びに質改善の実現に当たっては0.7兆円では足りず、1兆

円超程度財源が必要だというような認識が、3党合意の過程でございますとか、国会審議の過程でそれぞれ示されている状況になっているわけでございます。

それで、その辺の各種会議決定等々の内容をお示ししたのが2ページ以下のものがございますが、説明としては省略をさせていただきます。

6ページまで進んでいただければと思います。この新制度において、量の拡充と質の改善に対応していくということでございますが、まず量の拡充についてどれくらいのものかということを見込んだ上で質の改善ということを考えていただく必要があるわけでございます。

この量の拡充につきましては、まさに現在各市町村において事業計画の策定の準備作業をやっただいております。大体昨年秋から年末くらいにかけて、ほとんどの市町村でいわゆるニーズ調査、住民アンケート調査を実施いただいております。それをもとに、これから量の具体的な見込みを立てていただく作業のフェーズに入ってきているわけでございますが、先般私どもから、量を見込むための手引きをお示ししているという段階でございます。

その作業には一定の時間を要しますので、3つ目の○にございますように、各自治体での量の見込みの積み上げの状況が明らかになるのは4月以降になると見込まれてございます。

一方で、この公定価格の骨格につきましては年度末を目途に取りまとめをお願いしている状況でもございますので、現時点では一定の前提を置いた量の見込みを仮置きして積算をお示しして御議論いただければと思っております。

なお、この量の拡充について、その推計の対象となる項目を以下に掲げております。これまで公定価格の議論、この公定価格の対象になりますのはいわゆる給付の部分でございますので、この上2つの○にございます1号認定に対応する公定価格、認定ども園、幼稚園向けのもの、そして2号、3号認定に対応する公定価格として認定こども園、保育所、地域型保育がかなりの部分を占めようかと思っております。それ以外にもここに掲げてますように、新制度では市町村が実施をする事業であります地域子ども・子育て支援事業、この中には放課後児童クラブでございますとか地域子育て支援拠点事業等々が含まれるわけでございますが、そうしたものについても見込んでいく必要があろうかと思っております。

また、その下に社会的養護と書いてございます。これは、児童養護施設であったり、乳児院等々の関係ですけれども、先の24年3月、少子化社会対策会議決定におきまして今度の新制度体系の外にある施策ではございますが、この子育て支援の充実の対象事項として社会的養護というものが位置づけられておりますので、これらについてもこの中で考えていく必要かあるということでございます。

7ページでございます。続きまして質の改善ということですが、質の改善に対応する項目といたしましては、今まさに量の拡充の対象項目として申し上げました給付にかかわる項目の部分、地域子ども・子育て支援事業にかかわる項目の部分、そして社会的養

護にかかわる項目というものが考えられるわけでございます。

これまでの基本的な議題である公定価格との関係でいえば、「施設型給付・地域型保育給付等に係る項目」がそこに影響していくという関係にあるわけでございます。

それで、今後こういった質の改善はどういった内容を取り上げていくかについての議論を深めていただく必要があるわけですが、本日の資料では便宜これまでの制度の立案過程、法案審議の過程、また昨年4月以来の当子ども・子育て会議の御議論の中で御指摘をされた事項というものを8ページ以下に整理をさせていただいております。

項目のみということでございますが、それぞれ凡例ということで、例えば附帯決議でしたら三角印などでお示しをしております。特に表示がないものについては、主には当子ども・子育て会議で御指摘をいただいたけれども、この凡例には該当しないものというふうに御理解をいただければと思います。

内容でございますが、一つ一つは取り上げませんが、一番上の「3歳児を中心とした職員配置の改善」でございますとか、4つ目の「職員の定着・確保の仕組み」、こういったところは累次の場面での御指摘に加えまして、当子ども・子育て会議でも強く御指摘をいただいている部分かと思っております。

また、特に印のついていないところでは、2つ目の「研修の充実」の関係でございますとか、下から3つ目の「事務負担への対応」、こういったようなことなども御指摘をいただいているかと認識しております。

それから、最後の地域子ども・子育て支援事業の関係ですが、これまで掲げられている事項、また下3つで「利用者支援事業」等々と書いてございますが、地域子ども・子育て支援事業のうち新制度において創設をされる3つの事業、利用者支援事業等につきましては質の改善項目ということで整理をさせていただいております。

また、最後でございますが、社会的養護の関係につきまして職員配置の改善等が指摘をされているというような状況でございます。

こういった項目を一応これまでの議論等の整理ということでお示しをしておりますが、これ以外に質の改善として取り組む内容があるかといった点、またはこれらの項目について一定の前提を置いた上で追加所要額というものを推計してお示しをする中で、優先順位を検討していくというような御議論をお願いする必要があるかと考えております。

こういった前提のフレームを念頭に置きながら御議論をいただければと思っております。
○橋本保育課長 それでは、続きまして資料2-1のほうに戻っていただきまして、前回まで御議論いただいてまいりました公定価格、あるいは利用者負担等につきまして、さまざまな論点について前回までの御議論を踏まえて、また追記した部分等がございますので、それを順次御説明させていただきたいと思っております。

まず、10ページをお開きいただきたいと思っております。この公定価格をつくっていくに当たりまして、基本的な形にかかわるものがございますけれども、公定価格の表示方法をどういうふうにするか。他制度の中には円表示というものもございまして、単位数、あるいは

点数といった形で表示しているものもあるわけでございます。それぞれどういった特徴なり留意点があるかということ、このページにまとめてございます。

それで、この単位数、あるいは点数といった形で表示しているものの例といたしまして、その次の11ページに医療保険のもの、あるいは介護保険のものを書いてございます。特に介護保険の制度のところについて説明を加えており、小さいポツで書いてございますが、介護保険制度におきましては簡素な表示にするという意味、すなわち介護報酬額、あるいは区分支給限度額が所在している地域にかかわらず一つの報酬単位で表示することができる。そういった点に着目しているという点が1点。

それから、均一な保障をするという意味合い、すなわち括弧書きにございますように、利用される介護が地域にかかわらず同じ要介護者に対しては同じだけの量を保障する。こういう観点から、単位数を用いるということがございます。どうしても介護を提供する事業者の所在地によりまして地域差というものがあるわけでございますけれども、実際には地域差があるが、同じ価値の報酬を支払うという観点から同じ単位数で設定する、一つの単位数で設定するということが意味を持つてくることとなります。

また、要介護者が住んでおられるところがどこの地域にしようとも、要介護度に応じましてこのページの右下のところに単位数がございましてけれども、同じ価値だけの介護が保障されるということの一つの表で表示することができる。こういった意味合いがあるわけでございます。障害者の制度におきましても、同様な観点から単位数表示という形をとっております。

前のページに戻っていただき10ページでございまして、そういった観点から単位数表示にしている制度もございまして、保育所運営費などにはございまして円表示でやっているものもございまして。

「特徴」のところをご覧いただきますと、円表示で行う場合には公定価格がどの程度の額なのかがわかりやすいということと、これまでの表示方法との関係でなじみやすいという点があるかと思っております。

一方で、単位数表示の場合には今ご覧いただきましたように、公定価格の単価表の中で項目数が簡素になる。すなわち、地域差があってもそれは同じ単位数ということで表示をいたしますので、仮に地域区分を7区分とか8区分とか設ける場合には、7倍、8倍の表が必要になってくるわけでございまして、そこのところとの関係で簡素という意味合いがございまして。

一方で「留意点」でございまして、円表示の場合には単位数表示の場合と比較いたしまして公定価格の単価表における項目数が多くなってくる。すなわち、地域区分ごとの価格表示というものが必要になってくるという点でございまして、一方で単位数表示の場合には今の制度でのなじみがないということが1つと、公定価格を実際に請求したり支給するに当たりましてはどうしても円換算というものが必要になってまいります。そこのところで、手間がかかってくるという面がございまして。

それから、先ほど介護保険制度の場合に、地域にかかわらず同じだけの量を保障するという意味合いがあるということを申し上げましたが、この子ども・子育ての新制度におきましてはそういった要介護度に応じた支給限度額を設定するというやり方はとっておりませんので、そういった意味合いというものは今回の新制度の場合には考慮する必要はないのではないかといった点でございます。

今、申し上げたような形で、それぞれ優れた点と留意すべき点があろうかと思っておりますので、そういった点を考慮しながら今後もさらに検討していただければと思います。

12ページにまいりまして、「主なご意見」ということで少し書き足してございますが、最後の項目のところ、経営実態調査について事業主体別と地域別の結果を示してほしいという御意見をいただいております。これを踏まえましてお手元の参考資料1に「経営実態調査の結果」ということで、「平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況」を地域区分別、設置主体別に整理したものをお配りさせていただいております。

おめくりいただきまして1ページでございますけれども、まずこちらが「地域区分別」でございます。「幼稚園」の収支状況でございます。全体の平均の収支状況につきましては、以前の資料の中で既にお示しをさせていただいておりますが、これを1級地から2級地、3級地、さらに2ページのほうにまいりまして4級地、5級地、6級地、その他といった地域別に整理をし直したものでございます。それぞれの数字につきましては、またご覧いただきたいと思っております。

おめくりいただきまして3ページでございますが、こちらは「保育所」のほうでございます。保育所も、この3ページの真ん中あたりにある全体の平均値につきましては既にこれまでの資料でお示ししているものでございますが、これも1級地から6級地、その他までの区分ごとに整理をし直したものでございます。

続きまして5ページでございますけれども、今度は設置主体別でございます。「幼稚園」につきましては、「学校法人」「社会福祉法人」「その他法人」という3つにカテゴリーを分けまして、それぞれの数字として整理をいたしたものでございます。

それから、6ページは「保育所」でございますが、こちらも「社会福祉法人」「学校法人」「当利法人」「その他法人」という4つのカテゴリーで整理をし直したものでございます。それぞれの説明について、詳細な説明は省略させていただきますが、またご覧いただきたいと思っております。

それでは、また資料2-1のほうにお戻りをいただきまして、地域区分につきましてはの論点について少し説明させていただきたいと思っております。地域区分は前回に御議論いただきました中で、19ページから20ページにかけてまして、より詳細な論点をここに書いてございます。

これまで地域区分を設けるに当たりまして、国家公務員の地域手当というものを一つのベースとしてはどうかといったことを書いてございますけれども、仮にそういった方法をとるといたしましても、1つはこの地域区分の議論の中の「視点1」というところにござ

いますが、国のいわゆる出先機関がある地域におきましてはこの地域手当の区分が必ず設定されるわけでございますけれども、市町村の中には国の官署が設定されていない、所在しない市町村もございます。その場合には、それぞれの制度の独自のやり方で、この地域差をどのように考えていくかを考えなければいけないわけでございます。

その場合に、この例1と例2にございますように、今の保育所や児童養護施設のようなやり方でこの地域手当の支給地域に4分の3以上囲まれている地域で、かつ首都圏と近畿圏内での市に限るという限定をかけてございますけれども、その地域について周辺の対象地域の支給割合を踏まえて設定するというやり方が一つの前例としてございます。

それから、もう一つの前例といたしまして例の2でございましてけれども、介護保険制度や障害者の制度、あるいは医療保険の制度といったものでございますが、地域手当の支給地域に囲まれている地域、これは首都圏とか近畿圏といった限定はございません。日本全国全てでございまして、そういった支給地域に囲まれている地域、及び複数の支給地域に隣接している地域につきまして、周辺の対象地域の支給割合の区分のうちで最も低い区分に合わせて設定するという考え方でやっているものがございます。

それからもう一つ、その次の20ページのほうでございまして、視点の2というものがあります。この区分を設定する際に、いろいろ市町村合併などもございまして、それをどの時点で反映させるかということでございまして、例の1にございまして、もともとの地域手当の考え方のもとになっている国家公務員の地域手当は平成18年の4月1日時点で設定されておりますので、それにそろえるという考え方もございまして、例の2のように本格施行をする段階で設定するというところもあろうかと思っております。

今、申し上げた例の1、あるいは例の2といったものを、視点の1、視点の2ということに合わせて設定しておりますが、仮に例の2という考え方をいずれについてもとった場合、つまり日本全国全体につきまして介護保険制度等で捉えているような調整の方法をとった場合、そしてまた平成18年4月ではなくて平成27年4月の時点での市町村の区域ということで考えてみたとき、例えばどういったことになるだろうかということシミュレーションしてみたものが24ページの表でございまして、

参考の4ということで、視点の1、視点の2について、例の2という考え方を仮置きした場合の地域区分でございまして、これは、地域手当が支給されていない地域についてどうなるかということを示したものでございまして、

このページにおきまして、左側の横の欄のところは今後どういうふうになるか。そして、上のほうの欄のところは現在どうなっているかということがございまして、例えば、上のほうから現在「その他地域」となっておりますけれども、先ほどのような仮置きをして設定し直した場合、100分の15という地域に変わりますという例としまして、この千葉県の印西市ということで、ここで書いてございまして、

なお、赤い字で書いてございますのは市町村合併を反映させた結果、このように変わるというものでございまして、青い字のものは、それ以外の要素でございまして、

同じように、その下にあります茨城県の石岡市から始まりまして奈良県の川西町までございますが、こういったところにつきまして、現在はその他地域ということになっておりますけれども、先ほどの考え方に仮置きいたしますと100分の10地域に変わるということがございます。

それから、全体としては右下のほうの箱にあるところが多くなっておりますが、現在「その他地域」となっているところの中で100分の3地域に変わるということが、宮城県の利府町から始まりまして佐賀県の佐賀市に至るまでこういったところがあるわけでございます。

それで、この表は真ん中を斜めに貫く白抜きになっているところがございますが、それよりも右上に書かれている市町村におきましては現在よりも地域区分が上がるという形に変わるものがございます。

逆に、この白抜きになっているところよりも左下になっているところにおきましては、現在よりもこの地域区分は下がるということがございます。それぞれがあるわけでございますけれども、仮にこういった考え方をとって見た場合にはこんなふうに変わってくるということであるということで、よりイメージを持っていただく意味でこういったものをシミュレーションさせていただいたものがございます。

続きまして、33ページ、34ページでございます。ここは人件費にかかわる問題といたしまして、職員の配置ということをどのように評価するかという論点でございます。34ページの一番下のところに、前提となります幼稚園と保育所の現在の職員の配置状況ということデータを付け加えることにいたしております。

37ページで（参考2）ということを書いてございますのが幼稚園の現在の職員配置の状況でございます。こちらは、平成25年の学校基本調査をもとに作成したものでございまして、園長から始まりましてさまざまな職種につきましての現在の配置状況がございます。

なお、この表の中で「本務者」と「兼務者」という用語が出てまいります、その定義は37ページの下の方の脚注のところにあるとおりでございます。

同じように、38ページにいきまして（参考3）ということで、保育所の職員配置の状況につきましてもデータを出しております。これにつきましても、施設長からその他職員に至るまでそれぞれの人数が出ております。

この場合には「常勤」と「非常勤」という形で分かれてございますが、こちらにつきましては平成23年の社会福祉施設等調査をもとに作成してございまして、常勤と非常勤の定義はやはり同じように38ページの脚注のところに書いてあるとおりでございます。

こういった職員配置の状況を踏まえながら、これをどのように現状として評価し、または今後どのように考えていくかということを検討していく必要があると考えてございます。

続きまして、46ページ、こちらは給食費の関係の取り扱いの部分でございます。この中では、「検討の視点」ということの最初の○のところ保育認定を受けている2号、3号の子どもにかかる食事の費用についてどのように考えていくかということで書いてござい

ます。

ちょっとこの1行だけでは何が論点なのかということがわかりにくいかと思しますので、赤く書き足しております。特に3歳以上の保育認定を受ける子どもにつきましては、公定価格上、現在副食に係る費用のみが評価されておりました、主食については実費徴収という扱いになっております。3歳未満のほうの保育認定、新制度でいえば3号ということになりますが、その場合には主食、副食、どちらも公定価格の中で評価されていることになってございますが、利用者負担との関係を含めてこの取り扱いについてどう考えるかということでございます。

※印に書いてございますのと、それから（注）に書いてございますように、3歳未満児と3歳以上児につきまして、現在の保育所の制度の中での保育料でございますけれども、生保世帯のところを除きまして3歳以上児のほうは3歳未満児よりも3,000円低くなっているという差がございますが、これはこの主食の部分の取り扱いの違いに着目した差ということになっております。こういった点を考慮しながら、新制度の中でこの食事の費用の取り扱いをどうするかということとをさらに御議論を深めていただきたいと思っております。

続きまして、51ページのほうでございます。いろいろな論点がある中で、「その他」ということで公定価格上のその他の項目といたしまして研修の充実ですとか、あるいは保幼小の連携強化といった論点も検討例として挙げております。

この保幼小連携の関係の現状がどうなっているかということで、平成24年度の幼児教育実態調査の数字をこちらに紹介させていただいております。円グラフになっておりました、ステップの0からステップの4まで分かれております。ステップ2というところに位置するものが、約62%と一番多くなっております。それぞれステップ0からステップ4までの定義はその右に書いてあるところでございますが、例えばステップ2ということになりますと「年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない」というレベルを指すものということでございます。それぞれの段階がございまして、ステップ4にいくに従って、よりこういった取り組みが熱心に行われているということとを指しているわけでございますが、現状のデータを紹介させていただいたものでございます。

続きまして、53ページから54ページにかけては加算についての説明でございます。現状の保育所運営費の制度の中におきましては、53ページにございますような各種の加算がございます。この中には地域に着目したものとか、あるいは事業の実施状況等に着目したものなどがございます。

こういったものとパラレルに考えていくものといたしまして、1つは54ページのところで「休日保育」の関係を挙げてございます。休日保育につきまして、「現状の取り扱い」といたしましては日曜、あるいは祝祭日を含めまして年間を通じて開所する保育所等に対しましては、休日保育事業という形で特別事業による補助を行っているわけでございます。

したがって、保育所運営費のほうで対応する部分と、休日保育事業という別の事業

で対応する部分が区分されておりまして、保育料につきましても運営費による保育料と別に休日保育にかかる利用料というものが徴収されているのが現状でございます。

新制度の中での取り扱いの制度改正時点での整備でございますけれども、これにつきましては保育の認定を受けるお子さんにつきまして曜日を定めて認定するわけではございませんので、例えば月曜日から土曜日まで就労している家庭であっても、火曜日から日曜日まで就労する家庭であっても、同じ範囲の中で施設を利用することができるようにするというのを想定いたしております。その観点から、休日保育につきましては給付費等の加算として取り扱うという整理がこれまでなされてきているところでございます。

そういった意味からしますと、その次の○にございますように、認定された保育必要量の範囲の中におきましては休日の場合におきましても別途の利用者負担は求めないという形になってくるかと思えます。

「検討の視点」にございますように、公定価格というふうを考えてまいりますと、こういった加算額の設定に当たりましては保育士等を休日に確保するための費用というものを勘案しまして、休日保育事業による今の補助の水準なども踏まえて設定をしていく。また、配置基準の水準などにつきましては他の曜日のところと整合性を図っていくといったことも検討する必要があるかと考えてございます。

続きまして55ページでございますが、こちらは「夜間保育」でございます。夜間の就労に対応するというので、現在夜間保育所という形で認定をしておりますものが81か所ございます。この場合におきましては、おおむね午後11時までの開所時間をとるということを前提といたしまして、仮眠のための設備その他、設備や備品を備えていることを要件として設定いたしております。そしてまた、その保育所運営費の中で加算をつけておりまして、夕食にかかる費用ですとか、あるいは保育士等を夜間に勤務する体制を確保するところの人件費等を支弁いたしております。

やはり新制度につきましても改正時点での検討時の整理でございますけれども、こういった夜間の需要ということにも対応するために、やはり認定された保育の範囲の中で給付を受けてその範囲で施設を利用できるようにということで、加算という対応を想定しているわけでございます。

「検討の視点」のところでございますように、公定価格として考える場合に当たっては、こういった夕食にかかる費用ですとか、あるいは保育士等の職員が夜間に勤務する体制を確保するための人件費等を勘案しまして、現在の夜間保育加算等の水準なども踏まえながら検討する必要があるではないかと考えてございます。

続きまして、58ページのところでございます。その他の論点の中の一つといたしまして、子育て支援の機能がございます。子育て支援の機能につきまして、これに特に着目をしまして別の事業立てで地域子育て支援拠点事業という形で実施しているものもございまして、こういった拠点事業の補助を受けなくてもさまざまな形で子育て支援ということを行っている現状がございまして。

そういったものに適切に対応していくという観点をここに書き加えているわけですが、59ページ以下に現在の認定子ども園と幼稚園と保育所における子育て支援の実施状況のデータをつけ加えさせていただいております。

この表の59ページの左上でございますが、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」という4つの種類の認定こども園、それから「幼稚園」「保育所」、これらにつきまして真ん中にBというところがございますが、これが地域子育て支援拠点事業という形で実施している施設数でございます。

まずこの59ページの中には、地域子育て支援拠点事業という形で実施している施設における取り組み状況が開設日数ですとか開設時間、あるいは1日当たりの平均の利用の親子数といった形で出ております。例えば、この開設日数というところで見ますと、緑色に塗ってあるところが多いかと思いますが、この緑色というのは大体週に5日の開設日数という形で実施しているものでございます。

続きまして60ページのほうにいきますと、こちらは地域子育て支援拠点事業という形で実施しているものではない認定こども園や保育所、幼稚園における子育て支援活動の取り組み状況でございます。このページの中で、例えば上のほうの表は保育士等の施設職員による子育て相談、育児相談、教育相談ということ、全体を含めてのものでございますが、その実施状況ということでございます。

それぞれの施設類型ごとの実施率がまず左側にございまして、その次の表のところは在園時の保護者だけを対象とするものか、地域の子育て家庭だけを対象とするものか、そのいずれも対象とするものかといった観点で色分けがなされております。また、それぞれの、より細かい実施状況はその右側でございます。

同じように下の表でございますが、カウンセラーなどによります子育て相談、育児相談、教育相談の実施状況でございます。こちらについては、実施率が少し低くなってございます。

61ページ、62ページでございますが、上のほうから保育士等の施設職員による子育て講座、あるいは講演の実施状況、それからその下が外部講師などによる子育て講座や講演の実施状況、それから62ページにいきまして親子や親のための交流の実施状況、それから一番下は子育てに関する情報提供、こちらについてはほぼほとんどの施設で実施しているという状況でございます。

以上、ご覧いただきましたような形で子育て支援活動というものがそれぞれの施設の状況に応じて行われているということを踏まえまして、公定価格の検討をさらにいただければと考えております。

続きまして63ページでございますが、事務処理体制に関することでございます。こちらの事務処理との関係におきまして、この新制度における事務処理がどうなるのかということにつきまして御質問もございましたので、改めて丁寧に整理をしたものでございます。

教育標準時間認定を受けるお子さん、幼稚園とか、あるいは認定こども園を利用する場

合でございますが、園児募集や入園者の選考、保護者からの利用申し込みを受けて、施設の設置者と保護者が契約をします。そして、利用者負担を徴収します。この場合、施設の設置者は利用実績を市町村のほうに報告して給付費の支弁を受けることになります。

それから、保育認定を受けるお子さんのうち、公立保育所、認定こども園や地域型保育事業を利用する場合でございますが、市町村の利用調整を経て施設の設置者、事業者と保護者が契約をいたしまして利用者負担を徴収いたします。この場合、施設の設置者、事業者は利用実績を市町村に報告しまして、給付費の支弁を受けることになります。

それから、保育認定を受けるお子さんの中で私立保育所を利用する場合でございますが、市町村のほうの利用調整を経まして、市町村と保護者が契約をいたしまして利用者負担を徴収いたします。施設は、利用実績を市町村のほうに報告しまして委託費の支弁を受けることになります。こういった整理を改めて示したものでございます。

最後に、利用者負担のほうでございます。81ページに飛んでいただきたいと思えます。利用者負担の中でも実費徴収、あるいは上乘せ徴収の取り扱いということに関連いたしまして、前回82ページのところでございます実費徴収の現在の徴収状況のデータをお示したところでございます。

こういった状況を踏まえまして、その前の81ページでございますが、実費徴収にかかる補足給付が13の事業の中の一つとして位置づけられているわけでございますが、この実費徴収の補足給付の対象となる実費徴収の範囲をどの程度のものとするか。あるいは、補足給付の対象者はどの範囲に設定するのかといったことを検討する必要がございます。

その際の参考になるものとしていたしまして、生活保護制度の中での教育扶助、あるいは学校教育法制度の中での就学援助、こういったものを83ページのところに記載してございます。上のほうが生活保護の中での教育扶助でして、さまざまな学用品、あるいはその他の教育費など、さまざまなものが対象になってございます。また、欄外にございますように、入学準備に必要な服ですとか、かばんですとか、靴ですとか、こういったものも一時扶助という形で準備金が支給されることになっております。

また、就学援助のほうにつきましても、学校教育法に基づきまして支給されることになっていて、学校用品費から始まりましてさまざま学校給食に至るまでのものでございます。

なお、※印にございますように、生活保護と就学援助を重複して受けることはできない形になってございます。

以上、申し上げましたようなさまざまなデータ、実例などを参考にいたしまして、本日もまた御議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは議論に移りたいと存じますけれども、まず挙手をしていただけますか。

では、北條委員からよろしいでしょうか。

○北條委員 公定価格についてでありますけれども、まず全体の基本的な考え方として、

これも再三申し上げていることではありますが、施設型給付費というのは個人給付であるということをしっかり踏まえなければならないと思っております。

法律の規定によれば、保護者が個人給付として施設型給付費は受けるということが法律本則上の規定になっている。それを、施設が代理受領、法定代理受領することができるということで、できる規定になっているというところをやはりしっかり踏まえなければならないと思います。そういう意味では、子どもの属性の違いによって差を設けるということが合理的でありますけれども、子どもの属性に当たらない事柄について格差を設けることが適当ではないということになると思います。

公定価格を検討していく場合、例えば施設の規模の大小によって、小さいところは大変なわけですね。そういうところにも、いわば傾斜配分的にしっかりと公定価格を見ていただきたいと言いたいわけでありまして、この法律の趣旨からいけば、そうは簡単にはいかないことになっているということに注意をしていかなければならないと考えております。

それから、順番にまいりましょう。前から言っていることですが、まず資料2-1の2ページであります。もう一回伺いますが、施設型給付と委託費を並べての御説明であります。委託費を受ける場合に、これを施設型給付の枠の中で考えるということになっていて、今まで2度、法律にそう書いてありますというお答えであります。そういう説明ではなくて、どこを見ても同じとは思えないものがどうして同じ扱いをされるのかということの説明をしていただきたい。そうでなければ、施設型給付という今回の極めて重要な考え方が、国民にとっては奇奇怪怪な仕組みにしか見えないということでもあります。

次ですが、17ページで「保育必要量との関係」、これは先ほどの個人給付という関係から保育必要量というところが非常に微妙な問題になります。そもそも繰り返しの主張であります。保育を必要としない子どもは存在しないということでもあります。これは、改正が予定されている児童福祉法の保育の定義からいってそういうことになるはずであります。そういうことを踏まえた上で、要するに1号給付、2号給付、3号給付というものに合理的な範囲での格差にとどめるということをしつかりやっていただきたいと考えます。

次に、46ページの「給食費の取扱いについて」でございます。これは、元来、私は公定価格に入れるべき性格のものではない。幼稚園も保育所も認定こども園も、子育ての一義的責任を親が持つ以上、食事というのは最も基本的な大切なことでもありますから、これは親の責任であります。保護者が責任を負うべき象徴的なものであります。したがって、元来は公定価格に入れるべきではなくて実費徴収すべきだ。

しかし、諸般の事情により保育所が実費徴収を今はしていないのだから、これを公定価格に入れざるを得ないというのなら幼稚園の子どもに対する扱いも当然同様にしていたかなければならない。

ついでに申し上げますけれども、現在幼稚園の子どもの給食費というのは消費税の徴収対象にもなっている。非常に不平等な扱いを受けているということを申し添えておきたい

と思います。

また、本日の資料の中で82ページでありますけれども、保育所の3歳以上主食費実施率41.8%という大変奇妙な数字が出ております。3歳以上は主食費を実費徴収するということになっているはずなのに、41.8%しか徴収していないというのは一体どういうことなのか、御説明をいただきたいと思います。

休日保育、夜間保育でありますけれども、これも必要な方にしっかりとしたものを用意していくということは大事なことだ。これは、私もそのとおりで思っております。しかし、これは休日というのを日本国民はどう考えるのかという議論を抜きにして、どんどんこれを数値目標として掲げて強化していくというのは、私は間違っていると思います。

夜間保育も同様であります。必要な方がいらっしゃるというのは、よくわかります。その方にしっかり手当てしていくというのは賛成でありますけれども、しかし、これは夜間保育がどういう方に必要なのかということをちゃんと議論して、その必要の範囲で利用できるという形をとるべきだと考えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。御質問については、また後でお答えいただきます。

では、宮下委員お願いいたします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

公定価格の基準設定についてでございますけれども、これは公立、私立の区別なく保育教諭、あるいは幼稚園教諭、保育士の処遇改善が望めるようなものとしていただきたいと思います。

この処遇改善をすることによって保育者の資質向上や定着、確保につながり、それが結果的には子どもたちへの教育、保育の質の向上につながるものと考えておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に利用者負担ですけれども、これにつきましても公立、私立の格差、あるいは幼稚園、認定こども園、保育所といった施設の種類によって格差が生じることのないよう配慮すべきであると思います。

また、今、保護者が負担しておりますいろいろな諸経費などについて、少なくとも現状より負担が軽減されるような価格になってくれることを願っています。

次に、51ページに示されている保幼小の連携、接続の状況でございますけれども、このことについて幼稚園としては非常に大事なことだと思っております。しかし、幼稚園の現場ではなかなか踏み込めない、あるいは思うような連携ができないといった課題が出ております。そういう意味でも、ぜひこのような取り組みが推進されることを希望します。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。私のほうから、39ページの処遇改善に関して質問と意見を述べさせていただきます。

意見書を提出資料で出ささせていただいておりますので、4ページを御参照ください。現在、認可園に関しましては民改費がついております。民改費という加算がありますが、新制度ではこの民改費がどういうふうになるのかということが1点質問でございます。

また、認定こども園その他の施設でも、この民改費相当分の加算が制度化されるのでしょうか。それから、その場合、現在この民改費の加算対象となっているのは認可施設での経験年数だけでございますが、幼稚園の経験年数や、認可外の施設での経験年数がこの加算対象、キャリアの計算対象になるのでしょうか。ぜひ、加算対象にさせていただきたいというのが要望でございます。

以前、厚生労働省に伺ったところ、認可外の施設での経験がキャリアの算定につながらないのは、正確に何年勤めたかという証明ができないからだというふうに聞いたのですが、例えば東京都の認証だとか、他の自治体が持っている制度の中では、その証明ができるようなものもあると思うのですが、そういったものは現行の制度も含めて将来的に経験年数として評価されるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

51ページのところです。保幼小の連携強化ということですがけれども、ここの部分は小学校への接続もそうですが、うちの地域でも年に1回はやっているのですがけれども、やはり単発に終わってしまいがちなので、継続的に関わっていけるように接続連携を強化していただく加算をお願いできればというのが1点です。

続いて、54ページのところです。休日保育、夜間保育の取り扱いですがけれども、これについては働く労働者のほうは法定上の割増率というものがありますので、それに沿う形できちんと給与も払われる。事業者側もある意味、損をしない形できちんと給与を払うことができるような体制をしっかりとっていただければと思います。

そこで、夜間や休日保育を使わざるを得ない人たちも当然いますので、地域ごとに夜間や休日保育ができる環境を設けることが必要だと思います。そのためにはまずは最低限、法定上の割増率を確保するということが大事です。

最後に、58ページの「子育て支援機能について」です。これについても、現時点で認定こども園の中でそういう支援の仕組みがあるものの、幼稚園、保育所について努力義務ということにされておりますので、やはりそこもしっかりと保育所、幼稚園も支援を充実・強化していくための加算をしていただければと全体が支援の強化ということにつながっていくと思いますので、その点もお願いできればと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉原委員お願いします。

○吉原委員 東京聖労院の吉原でございます。

資料の50ページで、保育所等訪問支援の事業です。地域において、既に医師等の巡回指

導による助言指導という形で有効に機能している例がございます。訪問先の範囲にその他という記載もありますけれども、就学後の受け皿である放課後児童クラブや児童館においても、ぜひ児童の成長、発達に即して、しかも切れ目のない支援を図る上で推進をしていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、秋田委員をお願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

前日も発言をさせていただきましたが、保育所、幼稚園において公費が入るときの公平性が極めて重要であろうと考えております。

それと、別件で10ページです。今日、新たに出されました公定価格の表示方法を円表示にするのか、単位点数表示にするのかということで、両面の御説明を資料2-1の10でいただきました。医療保険から介護保険においても、いずれもその報酬のサービスという概念によって点数性が入れている。

しかしながら、今回の提案で点数制はシンプルでいいのですけれども、一方で公的な教育と保育ということで、子どもの公的な教育に幾らお金がかかっているのかということを国民に周知するということが極めて重要であると思います。

もちろん、全国さまざまな形で共通に同じように手当てされていくことが重要なことでありますけれども、いわゆるサービスとして、全て今後の保育で公定価格で入るものが点数でサービスの制度として考えられるべきものではなく、公的な教育・保育であることを貫くという意味で円表示という考え方が重要なのではないかと思います。また、それが現行の保育所運営費、私学助成等々で行われてきた歴史をふまえても、混乱をもたらさないのではないかと考えます。

もちろん、御説明いただいた単位表示ということも理解した上で、もしも点数表示にする場合にはどういう理念なのか。単純に簡便であるというだけではなく、サービスという発想に基づく点数制になるのかどうか。そのあたりを明確に説明していただくということが重要ではないかと考えております。

それから、47ページにまいります。先ほどの質の改善につながるところで、障害児の受け入れ促進ということでございますけれども、2つ目の○に、「今回の法改正で地域型保育事業について、障害児の受け入れを促進していくために必要な措置を講じていくこととする」と書かれていますが、どのような施設に行っても障害を持つお子さん、特に小規模の保育できめ細かく対応するということが地域型保育事業では可能になりますので、そうした施設に通う障害児の子どもたちにも、きちんと職員の配置や手当てが十分になされることが重要であろうと考えております。

それから、戻りましてその前のページで46ページです。私も、給食費については幼保間における公平性ということが非常に重要なことであろうと考えております。もちろん、優先順位というものを考えなければなりません。公定価格は、全体のパイが限られています

ので、そこについては優先順位を考えるべきでありますけれども、基本的な考えとしては、保育所の子どもも幼稚園の子どもも給食費をどういうふうに考えるのかについての発想は同じ視点に立つべきではないか。少なくとも、3歳以上については公平性の観点からそう考えるところでございます。

あとは、50ページ、51ページで、前回も指摘させていただきましたが、保育所等の訪問支援で地域の中で所管制度の枠を超えてネットワークを通して児童を支援していく体制が出来ています。それから、次の51ページも、保幼小連携はそれぞれの園だけを支援するのではなく、地域としてネットワークをつくり、そこで質の改善を図っていくものになってくると思います。ですので、そうした内容を質の改善として、今回の資料2-2のほうの質の改善にはそうした内容が挙げられていませんけれども、地域としてのネットワークを通して質を改善していくというような視点を入れていただきたいと思います。先ほど吉原委員も言われていましたが、保育所から学童保育へというような接続のつながりについても、やはり地域の中で縦割り行政を超えてやっていくような仕組みの支援が重要ではないかと思えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、荒木委員をお願いします。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

保護者のニーズに合わせて、多様な提供手段の確保をして量の拡充をしていただいた上に、質の維持向上の推進が図られるということを強く願います。

質という意味では、研究・研修を積み上げることが大切だと思っています。先ほどの保育要領（仮称）の話にも出ておりましたけれども、小学校との滑らかな接続のためにも研究・研修は必要ではないかと考えています。

2-2の資料の8ページにいろいろな印がついていて、今、三角や星がついていない項目も出ているのですけれども、そこに研修の充実とか、小学校との接続の改善というところに印がないのがとても心配な部分なので、ぜひ、そのことを落とさないようにしていただけたらありがたい。教育という立場で押さえていただきたいと思えます。

また、2-1の資料の51ページにも同じことがありまして、保幼小の連携という意味でも保育士も、幼稚園教諭も、保育教諭も、小学校教諭も、皆がともに同時に学ぶ機会というようなものを設けて、お互いにその連携がとれるようにという意味では、今は指導主事の訪問などもありますけれども、教育という立場で縦のつながり、横のつながりをしっかりとつくるということが大切ではないかと思えます。

また、それぞれ幼児教育に携わる者もともに学ぶところで、ライフステージに合ったキャリアアップを図って指導力を高めていくことが大切だと思えます。やりがいを持って長く勤めて、指導力を高めたり専門性を高めたりということを進めていくことによって、管理職への道も意欲を高めていく。そして、施設全体の質の向上が図られることが、全ての子どもたちの最善の利益というところにつながるのではないかと考えております。

もう一つ、補足というか、これは私の感想なのかもしれないのですが、資料がいろいろ出されていて、子育て支援のところのグラフが出ています62ページの一番上に「「親子や親のための交流」の実施状況」というところで、幼稚園が44.6%になっていますけれども、子育て支援はいろいろな意味でやっていると思います。そして、前のページでは、在園児を対象にしているというところは幼稚園などが多いのですが、この部分では多分、親子や親のための交流というのは幼稚園の教育の中で普通に100%やっていると思うので、その意味でアンケートをとるところの理解の違いがもしかしたらあるかなど、教育活動の中で親子の交流とか親のための交流ということはやっている。数字的にはちょっと違う部分で出ているのかなというのが私の感想です。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、稲見委員お願いします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見でございます。

今、荒木先生がおっしゃいましたけれども、同じように研修というのがやはり質の向上のためには大変重要なことであると考えています。病児保育を例にたとえるならば、病児保育では保育看護という概念がございます、保育士は看護師の知識を、看護師は保育士の知識をできるだけ多く自分のものにして、そして子どもの保育看護を行うということで、とても専門性が必要な分野ですので、より高い研修等が必要だと思われれます。ぜひ、こういう研修費に関する明確な補助というのを出していただきたいと思っております。

それから、地域のネットワークづくり、これも病児保育では盛んに今、行われていまして、病児保育、病後児保育、体調不良型、派遣型、そういう病児保育にかかわるものの施設と通常の保育所、幼稚園などの連携をこれからも高めなければいけないと思います。

ただ、例えば病児保育でいうならば、人件費等で厳しい状態の中でそれを何とかやり繰りしてやっているものですから、こういうネットワークづくり、地域のネットワークづくりについても明確な補助がいただければありがたいと思っております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

もう何人もの先生方が御指摘をいただきました資料の2-2ですけれども、8ページ、9ページのところで、8ページには給付等の関係で幾つか印等がついておりますが、ここにももちろん研修の充実という項目がございますが、9ページの地域子ども・子育て支援事業の関係にも研修が必要ではないかと思っております。

今、病児保育の御指摘もあったと思います、一時預かりや放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業等、こういった事業の研修がきっちりなされることがとても大事だと思っております。

あとは、障害児の訪問支援等のお話がありました、2-1の50ページですけれども、実際のところは訪問先については、例えば地域子育て支援拠点等にもお願いすれば来ていた

だけるようなこともあったり、一時預かりのほうでもそういったことがあると思います。ここも秋田先生が御指摘いただいたように、やはりネットワークとしてどのように考えていくかということがとても大事ではないかと思っております。

それから、保幼小の連携のところですけれども、既に多分、幾つかの自治体ではパンフレット等をつくって幼稚園、保育園等に配布したりということもあるのだらうと思います。かなり研修等も進んでいるのかなと思いますけれども、ここもどんなふうに進めていったらいいかというの、先行してやっている自治体等のヒアリング等も踏まえて、何かいい形で進められればいいのではないのでしょうか。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、中澤代理人お願いいたします。

○中澤代理人 全国知事会から、前回の会議以降に各県から出ております意見について申し上げます。

まず、公定価格に関して、39ページの処遇改善についてでございます。職員の定着や質の確保、向上を図るためには、給与の改善はもちろんのことですが、働き続ける仕組みも大切であると考えております。そのためには、産休や育休の取得の推進につながり、その取得期間中においても、質を確保した保育を提供できるようにするために、代替の保育士や幼稚園教諭の確保が必要と考えております。

現行の保育所に勤務している産休等代替保育士に対する財政支援は一般財源化されまして、都道府県分の地方交付税基準財政需要額に算定されているところでありますが、幼稚園に勤務している産休と代替職員に対する財政支援はございません。したがって、保育所、幼稚園ともに全県で同じような支援を行うことができるような仕組みが必要ではないかとの意見が出てございます。

次に、利用者負担についてでございます。まず、74ページにございます所得階層の区分でございます。現在、教育標準時間認定を受ける子どもと、保育認定を受ける子どもにかかる利用者負担の所得階層区分が違っております。

しかし、新制度については、共通の給付制度の創設となりますことから、利用者負担の区分が違ふことは保護者の理解を得にくいのではないかと考えます。したがって、新制度におきましては現在の状況を基本的に踏襲しようというお考えではございますけれども、やはり保育と教育に係る利用者負担の所得階層区分は共通にすることを御検討いただけないかというような意見が出ております。

最後に、79ページの多子軽減の取り扱いでございます。子育て支援の観点から、多子世帯の利用者負担の軽減は必要と考えております。その上で、現在保育所と幼稚園とでは軽減の基礎となる対象児童の範囲等が異なっております。また、軽減の方法も違っており、保育所は利用者負担額を減額するのに対し、幼稚園は一旦、利用者負担額を納付させ、後から就園奨励費として一定の金額を返還する形態となっております。

今後は共通の給付制度であること、または認定こども園では1号認定の子どもと2号、

3号認定の子どもとが同じ施設に存在することになり、取り扱いが違ったままですと事務が煩雑になると思われます。また、保護者に対しては同じ施設を利用しながら取り扱いが違うということは不公平感、あるいは不信感を与えかねません。

したがいまして、両者の取り扱いを統一する方向に向けて検討いただきたいとの意見が出てございます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員お願いいたします。

○尾身委員 ありがとうございます。

まず、参考資料1の経営実態調査につきましては、調査結果の御詳細を御提示いただきまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。参考資料1の6ページを拝見いたしますと、営利法人の調査対象数が6か所ということで、非常にサンプル数が少ないように見受けられます。今後も引き続き、調査に当たりまして、実態の把握に努めていただきたいと思いますと思っております。

また、調査結果に関しまして重ねてのお願いとなりますが、調査の具体的な実施方法や調査対象など、統計に関する解説などを合わせて掲載していただければと思います。具体的には、例えばこの6か所が全て東京都内の施設であるとする、それが全国の実態を把握しているとは言えないと思いますので、どのような施設を対象に調査を実施したかなど、詳細をお示しいただければと思います。

以前に御提示いただきました調査票に記載があるのかもしれませんが、収支状況の各項目につきましても、具体的にどのような収支が含まれているのか、これだけでは読み取りにくい部分もございまして、なかなか判断が難しいと考えておりますので、ぜひお願いいたします。

続きまして、資料の2-1の42ページの民間施設給与等改善費につきまして、前回の議論の際にはほかの委員の方からも御質問があり、事務局より「今後検討される」ということで伺っておりますので関連して意見を申し上げたいと思います。

新制度では、施設間における職員の初任給・諸手当等水準の格差是正や、保育サービスへの株式会社を含む多様な事業主体の参入促進を図るためにも、この民間施設給与等改善費の加算につきましては、勤続年数のカウントというのが認可保育所や常勤保育士にとどまらず、広い視野で捉えていただければと考えております。

詳細は今後検討されることと存じますが、ぜひ本会議の場でも検討や御報告をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員お願いします。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。2つお願いいたします。

まず、資料2-2の5ページですが、少子化対策として第三条の2行目に「就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い」とあります。

6 ページには、量的拡充について地域子ども・子育て支援事業として乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などが挙がっておりますけれども、実際にはこの保育につながるまでの段階においての適切な評価ですとか、質、評価、量的拡充について検討いただきたいと思います。この場合は幼保連携というのが主ですけれども、常に感じておりますので再度言わせていただきました。

もう一点は、資料2-1の54ページです。先ほど来、数人の委員の意見を伺っておりますと、休日保育につきまして土日祝日の考え方についてのお話があり、その後、休日加算の勤務側の体制の整備というものの御発言がありました。

私は看護、医療現場で働いてきた者として、看護、介護職員というのは非常にまだ必要とされております。このほとんどが女性である場合、10人に1人ぐらいが看護職員でなくてはいけないのかといった数値も出されております。

現在、男性職員も参入してきておりますが、2人で共働きで看護職といった場合、両方もが交代勤務ということも考えられます。必ずしも休日について賃金の加算がある場合もなく、また、我々が利用しております公共サービス、これは土日のサービスも増えてまいりましたけれども、そういったことがやはり市民にとって必要だと考えた場合に、休日、国民の祝日の考え方も確かにそうではありますけれども、全体のことを考えていただきまして、ぜひ休日の保育事業について推進していただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員をお願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

細部にわたる論点については今後述べていくこととしまして、今回は質の改善と優先順位の検討について落としてはならない視点として、大きく7点を挙げさせていただきたいと思います。少し時間が長くなりますことをお許しいただきたいと思います。

第1点目は、放課後児童クラブの質の改善ということです。放課後児童クラブは学校や、あるいは幼稚園以上に長い時間を子どもたちはそこで過ごし、そして生活し、育つ場というふうになっています。それにもかかわらず、設備や職員の待遇が著しく貧弱で大幅な改善が必要だ。このことは、前回申し上げました。

私のゼミの卒業生たちも多く、この放課後児童クラブに就職をしているわけですが、昨日追いコンがありまして、そこに放課後児童クラブに勤務している卒業生が2人、顔を出してくれました。

そのうちの1人は7年目で、既にクラブ指導員では最長の経験者、一番長い経験者であって、そこでは3年ぐらいで皆、平均的に変わっていくということでした。そして、今は指導的な立場になっていますが、給与は200万円台ということで、かなり厳しい環境の中で仕事をしています。

話を聞きますと、給与の改善はもちろんのことですが、特に指導員間の打ち合わせとか教材準備、後片づけ、書類整理、こうした時間を勤務時間の中に組み込んでくれる

ような交付金算定をぜひお願いしたいということを言っていました。

特に指定管理などが進んでいきますと、どうしても子どもたちが在籍する時間のみの勤務体制ということになってきて、かなりそこに無理がきているということでもあります。当然、公定価格の議論がどうしても中心になりますけれども、こうした子ども・子育て支援事業の交付金算定の基礎についても意を用いていかなければならないのだろうと思いました。

同様のことは、給付における公定価格の議論についても言えるのではないかと思います。先ほど幼稚園の先生から、子育て支援について通常業務の中で行っているということがありました。私自身は行事的な子育て支援よりも、今おっしゃられたような毎日の積み重ねの子育て支援、これをしっかりと配慮できることが大事だろうと思っています。

特に保育所でいえば連絡帳の記入、あるいは送迎時の対応、送迎時では特にお迎えに来た保護者に今日の出来事をしっかりと伝えていく時間、そういうものが保護者支援業務として、特に保育教諭になっても本来業務として重視すべきことだろうと思っています。こうした時間というものを、公定価格算定において正当に評価をしていく必要があるのだろうと思っています。

また、こうした時間や教材研究の時間も含めて十分に確保していくことが、保育の質の向上にも直結することを忘れてはならないのだろうと思っています。

また、将来的に幼保一体化がもし進むというふうに想定いたしますと、福祉的機能や、あるいはライフライン機能、例えば台風でも開けておくとか、そうした機能を公定価格上、配慮していくことが大事ではないかと思います。幼保連携型認定こども園が全園、台風がきたら休園してしまうというような事態は避けなければならないだろうと思っています。そうなりますと、開けておいてライフライン機能を果たすところについては公定価格上の配慮を行っていくことが大事だろうと思っています。

3番目は、これも多くの先生方がおっしゃっていたことですので簡潔に申し上げます。給与改善や経験の給与への反映、つまり民改費が優先順位としては最重要だと思っています。

ただ、その場合に給付への反映のみならず、放課後児童クラブや、あるいは社会的養護等の関係職員への反映も連動させていくことが大事だろうと思っています。

4点目は、事務職員の配置です。やはり事務負担への対応というのは欠くことができないと思いました。過日、私が理事をしている保育所で、理事、評議員、そして職員合同でこの新制度について検討を行い、今後の方向性を議論していこうということになりました。この説明をしたときにも、事務処理体制の大幅な変更というものへの負担感がやはり突出して大きいものでありました。

保育の中身は自信を持って受け継いでいくということになったとしても、この事務処理体制の変更にはやはりどうなっちゃうんだろうということでも躊躇するものがありました。

ということは、やはり幼保連携型認定こども園に移っていくためには、この事務処理体

制というものをしっかりと応援していかなければならないのではないかと思います。事務職員の配置を含む事務処理体制への支援、これが欠かせないことだと思います。

5点目は、社会的養護の課題と将来像の実現に関する費用を確保するということです。社会的養護は、社会の目が届きにくい分野であります。つまり、社会にそれだけ開かれていないということになるかと思います。社会に開かれていないということは、社会からの働きかけがなされないと改革が進みにくいということがあります。子どもたち当事者は、なかなか声を上げることができません。そうなりますと、やはり社会から、社会の側から改革を働きかけていくということが必要になるかと思います。

そのためには、社会的業務は公開されなければならない。つまり、公開と改革はセットで進めていかなければならないと思います。既にこの社会的養護関係の公開というものは施設長資格を定めたり、施設長資格の2年間更新制を導入したり、あるいは第三者評価を義務化する。あるいは、運営指針を策定し公表するといったような社会に開くシステムを既に開始をしています。

こうした動向を受けて、この社会的養護の課題と将来像に描かれた計画、つまり、家庭養護を広げ、そして施設業務の小規模化、地域化を図ること、自立支援を推進すること、こうした遠大な計画の実現のために国会で当時の厚労大臣が言及しました200億円の追加財源を保障するという、この最低限のお約束を果たしていただきたいと思っています。

6番目は、障害児支援サービスにも財源の確保をということです。来週、今月の末から障害児支援のあり方に関する検討会が厚生労働省で始まることとなります。7月をめどに報告が取りまとめられる予定になっております。私も参加いたしますが、これは27年度の報酬改定、あるいはその後の障害者総合支援法の見直しを見据えてということになりますけれども、これが新制度の発足の時期と重なることとなります。

つまり、両者の整合性の確保に意を用いてほしい。先ほど保育所等訪問支援についての話も出ておりましたけれども、こうしたものと、この支援新制度で議論されている、例えば地域型保育給付対象事業、あるいは地域子ども・子育て支援事業には、障害児支援を主たる目的とするサービスも検討されております。こうしたこととの整合性の確保がぜひ必要だろと思えます。

子ども・子育て支援新制度の検討、つまり全ての子どもを新制度で包含していこうとする姿勢と、障害児に固有のサービスの充実、これが相まって初めて障害児の地域生活支援がより進むのだろと思えます。障害児固有のサービスが幾ら進んでも、この新制度における障害児支援のことが進まなければ、障害を持った子どもたちを通常の一般のサービスから排除するだけにつながってしまう。そこは、ぜひ避けなければならない。それだけは避けなければならないと思っています。両者の整合ある展開が必要だろと思えます。

7点目、最後です。質の改善のために取り組むべきそれ以外の視点ということで、私は福祉的視点ということ述べたいと思えます。既に先ほど、ライフライン機能を果たすものについては加算をする必要があるということ述べましたけれども、障害児や被虐待児、

あるいは家庭養育環境の厳しい子どもたち、そうした子どもたちを育てている御家庭も支援していくということになりますと、やはりソーシャルワーカーの配置というものも必要になってくるかと思えます。職員の配置として、ソーシャルワーカーを考えていくべきだろうとも思っています。

また、要保護児童対策地域協議会への加入率も保育所と幼稚園では差があります。保育所では9割以上が加入しておりますが、幼稚園は7割弱です。こうした幼稚園の方々と、あるいは幼保連携型認定こども園の福祉的視点というものを強化していくことが大事で、そのためのネットワークをつくっていく。何人かの委員からもお話がありましたが、こうした福祉的なネットワークをつくっていくための加算も必要になってくるのではないかと思います。

以上、済みません。少し長くなりましたが、7点を提言させていただきました。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、橋原委員お願いします。

○橋原委員 全国私立保育園連盟の橋原です。2点、お伺いをさせていただきます。

1点は、公定価格の設定に当たっての基本的な考え方であります。1月15日に示されました「公定価格・利用者負担の主な論点について」の中で、「新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、いずれにせよ対象となる費目を一定程度特定した上で評価することが必要ではないか」とありました。

本日の資料の8ページの下段にも、全く同じ文章がございます。このことは、新制度施行時に公定価格を検討する段階で、現行の保育所運営費の金額を改善した上で個別費目の積み上げ方式をもって行うことと理解していいのでしょうか。

と申しますのは、9ページに保育単価の一覧表で内訳が出ておりますが、この保育単価の各項目を一つずつ個別評価を行い、積み上げる方式と理解されることから、例1の個別費目の積み上げ方式で今回の公定価格を考えてよいのかと思いました。もしそれ以外の方法があるとするれば、その考え方もひとつお示しをお願いしたいということが1点であります。

次に、減価償却、賃借料の取り扱いについてであります。これまでの意見としても、既に他の委員からも出ておりましたが、保育所の多くは特に昭和48年から53年ごろにできたのではないかと考えております。保育所が建築されたのではないかと考えておりますが、その建物が改築時期を迎えていると思っております。この改築に当たりまして、給付費上の減価償却費相当額のみでは対応が困難なことから、私は施設整備費の存続が必要だと考えております。この減価償却費と施設整備費の関係についての御説明をお願いしたいと思います。

なお、少し前になりますが、12月26日に示されました公定価格について個別論点を中心に示されておりましたが、減価償却費、賃借料の取り扱いについての概要の中で非常に私はうれしいことだと思っていたのですが、増加する保育需要に対応するための施設の新築

や増改築、施設の耐震化、老朽改築等、それから幼稚園における調理室の新設については別途の支援を行うこととしているということがこの減価償却費の中で書かれておりました。

それが、1月15日、また本日配付されました資料からもこの文言が消えております。このように丁寧に書かれていたものがなぜ削除されたのか、その点についても合わせてお伺いをさせていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、清原委員お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

まず1点目、10ページに先ほど秋田委員も触れられましたが、「公定価格の表示方法」について整理をしていただきました。ここに典型的な意見として「円表示」と「単位（点数）表示」を整理していただき、特徴及び留意点も整理していただきました。

いうまでもなく、それぞれに特徴があり、留意点があるわけですが、私たち市長の立場といたしましては、やはり公定価格がどの程度の額なのか。まさに「公定価格」でございますので、価格というものが円表示されるほうがわかりやすいというふうにも認識しています。

もちろん、留意点にありますように、項目数が多い、あるいは地域区分ごとの価格の表示など、課題も存在いたしますけれども、私たちは子ども・子育て支援にどのくらいの金額がかかり、どのような量及び質が価格として求められているのか。そして、それをよい意味で予算を使うわけですから、丁寧に使っていくということを、行政も、利用者も、または利用していない住民、市民の皆様にも知っていただく上で有用ではないかと考えているところです。

次に、本日資料2-2で「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」を整理していただきましたことは、これから公定価格を考える上で「量的拡充」の視点だけではなくて、「質の改善」について留意しながら精緻化していく上で大変役に立つ整理をしていただいたと感謝しております。

特に経緯について1ページ目に、私たちとしては大変大切な公定価格を認識する上での出発点ですが、○の3点目に、「子ども・子育て分野の追加所要額（公費）については、平成23年7月1日の閣議報告等において0.7兆円程度と見込まれている。」また、「税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討」する旨併記されています。こうした経緯の中で、重要な金額も含めた資料も今日おまとめいただいたのですが、ただ、重要なのは、そうは言っても「量的拡充」だけではなくて「質の改善」について考えていくときに重要なポイントを8ページ、9ページと、まさに政府の考え方、そして私たちの意見を反映して列記をしていただきました。

これをヒントに、もし優先順位等を考えていくときに欠かせないものと、時限的に加算等で重要だけでも、いずれはこれが常態化するので加算はしないでもよいようなものも隠れていると感じましたので、その例をお話ししたいと思います。

決して欠かしてはいけない部分でございますけれども、それは本日37ページ、38ページと、実態調査に基づきまして、具体的に現在どのような職員が配置されているかという配置状況について参考2、参考3として示してくださいました。これを見ますと、職員について私たちは質を確保する上で第一義的に重要だと考えておりますが、もう既に例えば幼稚園においても事務職員の方について「一施設当たり1.14人」ということで配置されているということが、平均的な数字ですがわかりました。例えばですが、これを後退させてはいけないのだろうと考えます。

したがって、実態の中で確保されてきている質について保障していくという考え方で、このような事務の職についても一定程度の公定価格での配慮が必要ということを確認したいと思っております。

また、多くの皆様が御指摘をされたことですが、39ページにあります「処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価やキャリアアップ」についてです。これは、知事会でも御指摘されましたが、育児休業等の代替保育士の対応の仕方について、現行の保育園と幼稚園の相違については、やはりこの機会に同じものに同一化しなければいけないと思っております。

それ以外に、現行では民間の皆様に対して三鷹市を始め各市が補正予算等に基づいて対応しておりますけれども、例えば三鷹市の場合ですと公設民営保育園についても三鷹市の一般財源から同様の水準に合わせさせていただきました。これは自治体の考え方だから、全ての自治体がそうにする必要はないのですが、今回公定価格として考えていただくときには、やはり質の高い保育士、幼稚園教諭、あるいは看護師や栄養士等を確保する意味で、これの継続というのが極めて重要だと思います。

しかしながら、当初必要かもしれないけれども、ずっと続けなくてもいいのかなど、これは関係者の方には怒られてしまうかもしれない発言をいたしますが、51ページに今回、「保幼小連携接続の状況」が参考までに示されました。三鷹市でも「保幼小連携」として進めているものですが、ステップ2が多いということがわかりました。

すなわち、「接続を見通した教育課程の編成や実施は行われていない」と。ただ、今回、最初の議案として「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」の策定についての報告書の御紹介がありましたが、その中にも小学校との接続というものが大変重要だという指摘がありました。したがって、この幼保連携型認定こども園であろうと、一般的なこども園であろうと、保育園であろうと、幼稚園であろうと、接続というのは重要だと思いますが、実態がこうである以上は、まず当初インセンティブとして、例えばステップごと加算率が違うというような配慮もしながら、インセンティブを持っていただくということが大事だと思います。

ただ、本来これはしていただきたいことなので、いつまでもずっと加算し続けるかどうかということについては優先順位からいったら、ひょっとしたらほかの優先順位の中では相対的に普及していけば加算のポイントの点数が小さくなっていく可能性はあるかもしれ

ません。このように、加算であるとか、あるいは公定価格を考えていくときの質の保障、質の確保からいった視点というものに、「時限的なもの」もひょっとしたら有用ではないかと考えました。

最後に、私たちがこの公定価格を考えていく上で、やはりそうはいつでも第三者評価であるとか、そうしたことについては当初のインセンティブだけでは継続性が難しいものもあるかもしれません。質の確保というときにも、今回例示していただきました8ページ、9ページを大いに参考にしながら、まず当初、滑らかに新しい子ども・子育て支援新制度がスタートしなければいけないので、さっきの円表示もそうですが、余りに全てが急激に変わるということで現場が混乱しないように、継続性や円滑な移行を視野に入れつつ、ただ、中長期に考えたときにはこういう優先順位で欠かせないものと、いずれ終了するものと、ずっと続けるものというような時間軸を持った視点での検討も必要かと考えましたので、意見を申し上げました。

以上です。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員をお願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。4点、あります。

1つ目です。地域型給付において、施設長や栄養士の配置という基本的なところはきちんとお願いしたいと思っています。今はそれすらない状況ですので、質の高い保育を行うために基本部分に関してはきちんと改正していただきたいと思っております。

2つ目です。先ほどの山口委員の御意見に賛成です。認可外保育所での勤務経験や、あるいは家庭的保育の経験というものがキャリアに数えられないという事態は避けねばいけないと思います。特に小規模認可保育所の場合、それまで小規模保育をずっとやってきた人たちというのが何らキャリアとして換算されないというのは大変おかしな状況になってしまいます。今、認可外扱いの小規模保育等に関しても、きちんとキャリアとして換算できるような仕組みにしていきたいと思っております。

3つ目は、病児保育についてです。病児保育は、施設は7割が赤字という状況です。ですので、補助額を上げるべきというのは明白ですが、しかし、3,000億円の予算というのは非常に限られたものになるだろうことは、現在においても容易に予測できます。ですので、補助額というのは上げつつも、余り機能していないような部分に関してはきちんと削減していくということも必要で、その削減した部分を病児保育の施設や訪問型に割り振っていくことが必要なのではないかと考えています。

具体的にいうと、体調不良型という保育所に看護師を配置して体調の悪い子を預かるというようなものに関しては、現在機能しているとはなかなか言いがたいところがありますので、それを今回整理して、その分をほかの類型に振り分けることによって、現在赤字続きの病児保育を改善していくことが必要なのではないかと考えております。

最後に4つ目で、社会的養護に関してです。2012年度の児童虐待件数は約6万7,000件で

す。1990年から数えて22年連続で増加しています。そして、1990年の統計でいうと1,100件ですので、何と60倍ですね。二十数年で60倍の増加をしているような状況です。これは、非常にゆゆしき事態なのではなかろうかと思っております。

先日、児童相談所にお勤めだった先生に、過去の児童虐待を受けた子どもの写真を資料として見せていただいたのですけれども、3歳の女の子でした。彼女はおねしょをしてしまうということで、親からお風呂場でお尻に熱湯をかけられ続けていました。私の娘も3歳なのですけれども、その写真を見たときに本当に言葉がなくなりました。吐きそうになりました。

そうした非常に厳しい状況にある子どもたちが日々増えている。彼女たちの声なき声に、我々は耳を澄ませなくてはいけないのではないかと思います。虐待死に関して、虐待によって亡くなってしまう子どもは計算すると1週間に1人です。毎週、毎週1人の子どもが虐待で亡くなっているというような状況です。

一刻も早くとめなくてはいけないと思います。止められるのは、我々大人です。我々がきちんここに予算を出して、予防機能を増強し、そして児童養護施設も増強し、あるいは特別養子縁組等の家庭的養護もきちんと整備していき、虐待死という言葉が死語になり、そんな野蛮なことがかつて我が国にあったことが信じられないことになるくらいにしなければいけない。そのために決定できるのは我々だと思いますので、ぜひそこもきちんと配慮していただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員をお願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。量的拡充と質の改善について、3点です。

1つ目が8ページで、何人かの委員の方が御指摘された研修の充実についてです。研修の充実、質を向上していくときの基本中の基本ということで、そこは大事にしていきたい。

さらに、地域ごとに施設類型を超えて合同で学び合うような機会の場合としても組み込んでいくことができないのかということを考えてらと思います。地域固有の課題というものを、同じ年代の子どもたちにかかわる専門職の方たちが共有し、その認識を持ち、かつそれぞれの取り組みの中でこれまで持ってきたグッドプラクティスを学び合うような場にも、していただきたいという意味です。

2つ目が、地域子ども・子育て支援事業の関係のところでは、質的改善にも量的改善にもつながる部分かもしれませんが、妊娠期からの切れ目ない支援という観点で、今13事業がばらばらに行われている施策の中で関連のところを束ねた上、さらに機能として欠けているものを補う。そういったような取り組みが市町村で行っていただけるように、このところの設計を考える必要があると思っております。

既に厚労省、内閣府で補正予算や新年度予算の中で、自治体のほうで切れ目ない支援ができるように、妊娠期からの相談が行えるようにというような方針を出していただい

ますが、それを新制度の中でより明確に位置づけることが必要であろうと思っています。

3つ目が、社会的養護の関連です。今、駒崎委員、それからほかの委員からも御指摘がありましたように、社会的養護の関係、この新制度の財源の中に配分を位置づけてはいただいています、質的な改善がどこの分野よりも緊急性を要する状況にある課題の一つだと私も認識しています。施設内で虐待が起きておりますし、職員の方たちが課題の深い子どもたちに対応する中でバーンアウトも恒常的に起きています。そういったところは、早急に改善する必要があります。

ただ、量の拡大で対応するというだけでは不十分である。つまり、現存する収容型の集団管理を行っているような施設を増やすというのは、今の国際的な流れに逆行するものであろうと思っています。国連からも、既に収容型の施設に保護された子どもを収容する日本の施策のあり方は早急に改めるように勧告もされている中であり、より個別のケアができる、または家庭的なケアができるような体制に持っていく必要がある。それを、質と量の改善の中に明確に入れていただきたいと思っています。

それで、その3つとは別のことで、先ほど加算について清原委員のほうから御提案なされたことと同じなのですが、制度導入から例えば5年くらいの新しい実施を促すために必要な当面の加算というものと、恒久化すべき加算というものは分けた議論をしていくことが必要だろうと私も思いました。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員お願いします。

○坂崎委員 坂崎です。3点申し上げます。

資料2-1の2ページ、3ページ、4ページで、最初の話の中で基本的な考え方というもののイメージをどこかで整理をしてほしいと思うのですが、例えば公定価格の最初の〇をいうと、認定の区分と保育の必要量というものを勘案するということと、施設の所在する地域、利用定員別を勘案するというのを一緒に組み込むということを考えると、本来、公定価格は個人給付であり事業だという観点から考えると、その施設や事業に関しての差異はないのだけれども、逆にいうと地域区分別や利用定員別を入れることによってその公定価格というものの額が変更してくる。

いわゆる事業主体としての個人給付として変わらないけれども、地域区分別や利用定員別ごとで変わっていくのだというふうなことが論理としてきちんと成り立っていくことが望ましいのではないかと。基本的な公定価格の考え方、個人給付代理受領としての考え方と個人給付でないものの考え方というものを少し整理していくとわかりやすいことになるのではないかと少し考えました。

2番目は、量的拡充と質の改善を今回出していただいたのですが、実は1月27日のNHKの9時のニュースで長い時間、いわゆる保育士不足、保育士の待遇というものが、あの時間帯には非常に長く出たわけです。

それで、今回私が非常に危惧しておりますのは、いわゆる量的拡充と質の改善というも

のはこちらが前提であって、その後にこちらがあるというものでは決してないと思っています。つまりところは、量的拡充と質の改善というのは裏表にあって、片一方のものが増えていくということは財源としては残りのほうも増えていかなければ今回のことは成り立たないということは誰が考えても普通のことだと思うのです。

例えば、保育を必要とする方々が増えるということは、保育士、保育者が必要になるということになるわけです。保育者が必要になるといったときに、現行の保育者が不足をしているという現状を改善せずその量的な拡充を幾ら進めても、このことは大変危惧する問題になる。つまりところは、量的拡充の後ろには最低限の人員、保育者とやはり施設と保育事業の配置というものを検討しながら進めていくのが非常に大きなことなのではないかと思います。

ですから、もちろん保育士、保育者の給料を上げていくということも前提にあると思いますけれども、休業している保育士の活用や派遣も含めた形で、ある意味ではいろいろな形のところに補助を入れていくような仕組みをとらないと、24条をきちんと守ってたくさん子どもたち、全ての子どもたちを例外なく保障していくということが、逆に非常に厳しくなっていくのではないかと思います。

3点目ですが、今回保幼小の連携や研修のあり方、障害児のことにに関してたくさんの方々が言ったことと同じですが、私は保幼小に関しては、せつかく文科省と厚労省がこのような形で一つになって今、幼稚園から小学校に、保育所から小学校に入るのは大体55%台、と45%くらいで大体1：1の割合なので、できればこういうときに保幼小を連携していく何らかのものをぜひやってくだされれば幸いです。そういうことは進めていってしまったほうがいいのではないかと。これらのことを長年かけてやりましょうというのは当分進まないことになってしまいますので発言としては厳しいのですけれども、最低限スタートカリキュラムとか、その前のアプローチカリキュラム、いわゆる半年間ずつでもお互いに必ずつくるようにしましょうくらいのことをこういう機会に、お金がかからないことですから、ぜひ進めてもらったらどうでしょうかと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、坂本委員をお願いします。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

まず質の改善というところで、山口委員がおっしゃいました認可外保育施設、幼稚園、あるいは小規模保育所などの勤務もキャリア換算を認めることに対して私も賛成させていただきたいと思います。

次に、地域型保育事業の体制強化について、検討例2の連携施設で経費のかかる事項の費用についてはきちんと給付に組み込むということでお願いしたいと思います。

さらに、駒崎委員がおっしゃいましたように、小規模保育におきましても施設長や栄養士など、基本的人員配置に対する給付は、施設型給付と同等に考えていただきたいと思います。

65ページの検討例⑤、枠内の「主なご意見」の中で3つ目、「家庭的保育事業について、事務処理を…」と記載しているか所については、全事業共通ということで居宅訪問型も同様だと考えてよろしいものでしょうか。もし違うのであれば、ここに追記して居宅訪問型ということも入れていただきたいと思います。

最後に、居宅訪問型の保育を求めている、家庭での保育が望ましい子ども、あるいは必要な子ども、個別ケアを要する子どもたちにも等しく支援が行き渡るような公定価格であることを強くお願いしたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 質の改善は、「3歳児を中心とした職員配置の改善」を、最重要課題として取り組んでいただきたい。保育の現場では、1～2歳児は6人の子どもに1人の保育士が配置されている。それが、3歳では子ども20人に1人の保育士の配置であり、子どもの人数は3倍以上となる。このことは昭和44年の配置基準から変更されていない。さらに全ての年齢についても優先順位をつけて配置基準を見直すことが必要であり、保育の必要量に応じた体制整備をぜひ検討いただきたい。

次に「研修の充実」は、全体的な保育の質の向上を図るためには不可欠であり、そのための体制整備をしっかりと給付に盛り込むことが必要。

そして、代替職員の配置など、必要な費用を積算していくことも必要であると思われる。

また、子育て支援機能について、今、保育所での地域の子育て家庭への支援は努力義務となっている。これまでの議論の中で、全ての子育て家庭を対象に支援すると言いながら、在宅の子育て家庭への支援は薄いと感じている。今後、保育所、幼稚園、新たな幼保連携型認定こども園において、地域の子育て支援の充実を図る活動を実施する場合は、公定価格に反映させる仕組みが必要。

なお、公定価格の表示については円表示が妥当であると思われる。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木です。3点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、事務局に対しての謝意でございます。私どもも子どもの立場に立って基準を検討するに当たり、保育の現状や課題についてお知らせしながら基準についてどう考えるのか。なぜ、必要なのか。今後も継続的に配慮していただきたいなどの要望を出させていただきました。

会議で出された意見は、事務局が丁寧に拾って留意事項として次回の資料に提示してくださいましたので感謝しております。また、子ども・子育て会議の委員を含めて、33名全員が公平に発言できるような発言の機会も保障されてまいりました。児童福祉法制定後の大きな制度改革である子ども・子育て支援新制度の検討に当たっては、このように委員も

政府も事務局も一体となって、子どもたちの最善の利益という共通課題を共有して進められてまいりましたことは非常に重要なことであったと思います。

2点目については、今回の資料2-2の7~9ページの「質の改善について」でございます。先ほどの御説明の中で、優先順位を検討する必要性について触れられていましたが、本会議におけるこれまでの議論を踏まえて、施設の規模の大小にかかわらず、どの保育を選んでも質の高い保育が受けられることの保障と、制度から取り残されたと感じる子どもや子育て家庭が生じないようにお願いしたいと思います。

最後でございますが、家庭的保育事業は平成22年に児童福祉法に位置づけられましたが、30年のキャリアを持つ保育士も、新人保育者も同じ扱いであるので、キャリアアップの仕組みもきちんとしていただきたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高尾委員お願いします。

○高尾委員 日本経済団体連合会の高尾でございます。先ほどから出ております量的拡充及び質の改善について発言をさせていただきます。

政府におかれましては、少子化対策の量的拡充と質の改善を図るために消費税率引き上げ財源も含めて、税財源で1兆円程度の財源を確保していく努力をしていただきたいと思います。ところでございますが、まずは今般の消費税率の引き上げで確保される0.7兆円程度で、どの程度の拡充が実際に可能なのかということについて手堅く検討すべきだと思います。

この0.7兆円の使い方、つまり量的拡充と質の改善の間での配分のあり方については、やはり量的拡充を図った上で、残った財源を質の改善に充てるべきと考えております。

この点を踏まえまして、今後の進め方について2点ほど要望を述べたいと思います。

まず1点目でございますが、資料2-2にあります8ページ、9ページ、皆さん言われました質の改善の項目についてでございますが、これらにかかる追加の所要額についてはできる限り早くお出しをいただきたいと思います。優先順位を検討する際には、それぞれの項目に実際に金額として幾らかかるのかということが把握できない限り、検討できないと考えます。大変な作業かと思いますが、ぜひ早い段階でお示しをいただきたいと思います。

2点目は、6ページ、9ページの両方のところにある放課後児童クラブ事業の拡充についてでございますが、これにかかる追加所要額をお見せいただく際には、その内訳につきまして、これは量的拡大、これは質的向上と明確に分けていただきたいと思います。

といいますのは、放課後児童クラブの充実にかかる経費のうち、純粋な量的拡大については事業主の負担を含んだ財源で賄い、質の向上については公費で全額賄うということが約束となっていたと思います。両者の線引きについては、しっかりといただきたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。時間が押している中で恐縮ですけれども、意見として6点ほど、それから質問を1点させていただきます。

まず、資料2-1でございますが、7ページでございます。この間、何度も繰り返し申し上げているわけでございますけれども、「公定価格の設定に当たっての基本的な考え方」について再度申し述べたいと思います。

私どもとしましては、例1というところにあるような「個別費目の積み上げ方式」、これはやはり透明性を確保しながら保育士等の処遇改善に確実につなげる方式だと考えております。

具体的なところを申しますと、少し前のデータではございますけれども、2008年10月14日に開催されました厚生労働省の第14回少子化対策特別部会の資料をひも解いて見てまいりました。それには、東京都の認証保育所の保育士等有資格者のさまざまな実態について載っておりましたが、その勤務実態で申しますと勤務経験年数は3年ちょっと、そして月収も多くが20万円以下というような数字が示されておりました。

また、数日前に報道もされましたけれども、北海道の労働局が1月27日に公表しました保育所等に対する監督指導結果では、指導実施220件のうち181事業所で法令違反があるというような報告もされています。私どもとしましては、処遇改善ということと同時に労働法令の遵守ということも労働条件や処遇改善の一環であるということ再度指摘させていただきたいと思います。

2点目ですが、39ページでございます。キャリアアップというところでございますけれども、それに対しましては定年まで働き続けることができるためのシステムの構築が必要ですし、また、保育所や幼保連携型認定こども園においては研修のための時間保障やバックアップ要員の確保等も充実させるべきだろうと考えます。

3点目でございます。47ページの「障害児の受け入れ促進について」でございますけれども、現在、障害児保育事業が一般財源化されている中、市町村による取り扱いも随分異なっているのが実態でございます。職員の加配のための加算がきちんと行き届くような仕組みを検討すべきだと思います。

4点目でございます。これも数人の方からさまざま意見がございましたが、51ページの「その他」の保幼小の連携強化についてでございます。地域全体で子ども・子育てを支えるということが当然だと思いますので、その枠内で連携強化は当然行われるべきものだと思います。ですから、個々の加算の対応については慎重に検討すべきではないかと思っております。

5点目は55ページで「夜間保育」のことでございますけれども、夜間保育の利用者を見てみますと、ひとり親家庭、生活困窮家庭、または虐待リスクが高いケースなど、特別な支援が必要な家庭が多いと聞いています。また、夜間保育所では入浴や夕食、それから寝かしつけ、深夜・早朝に迎えにくる保護者への対応など、さまざまな御苦労があるという

ことも聞いております。

夜間保育は、ひとり親などが低賃金、不安定雇用によってダブルワーク、時にはトリプルワークといったような仕事をせざるを得ないなど、現実的に需要がある中ではそのような対応も必要だと思います。ですので、実態を踏まえた公定価格と利用者負担を設定すべきだろうと思います。

6点目は、81ページの「実費徴収・上乘せ徴収の取扱いについて」ということですが、生活保護世帯に加えて就学援助制度を受けている世帯も補足給付の対象に含めるべきだと考えます。さらには、生活保護受給に至る前の生活困窮家庭も対象に含めるよう検討すべきではないかと思えます。

最後に質問で、参考資料1の6ページでございますが、尾身委員から詳細な解説をといた御意見もございましたが、6ページの保育所の収支状況について、特に営利法人の場合、事務費支出、それから事業費支出が突出し、事業活動支出に占める人件費率は他の運営主体では約74%あるにもかかわらず、営利法人では約58%となっています。回答している調査施設数が6か所と少ないことも気になる場所ですけれども、このような人件費の率の差にはどのような要因が考えられるのか、事務局としてのお考えをお聞きしたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員お願いいたします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

まず、公定価格のうち、給食費は、1号、2号のお子さんは公平になるようお願いしておきます。主食を含めるか、含めないかはさて置いたとしても、公平なものにしていきたい。

現行制度は幼保の両制度に基づきますので、私どもの幼保連携型認定こども園においては、幼稚園のお子さんからは給食費を頂戴し、保育園のお子さんからは頂戴していないという実態が3、4、5歳においてございます。これをまた新型幼保連携型認定こども園でもやっていくことには疑問でございまして、ぜひお願いしたいところでございます。

なお、主食については自治体によっては、自治体さんが負担して主食費は保護者からの負担を強いていないというところがございます。それが税の使い方の公平性としてどうなのかとか、あるいは利用者負担のあり方という視点からも一度考える必要があるのではないかと思います。

2番目は、加算の中で採暖費というものが保育所の中にはございます。これは北海道、北陸、東北などはもとより当たり前のような気がいたしますが、例えば私は関東におき保育所で採暖費を頂戴しております。

他方、現在では猛暑で夏場になりますとクーラーなしでは生活できないというのは皆さんが体験していることであり、これは全国的傾向でございます。また、わけのわからない物質が飛んできて大気が汚れているという話もございます。窓を閉めながら保育を進めて

いくということが実際問題として現場にございます。もう既にエアコンといったものは必需品でございまして、そのような経費と合わせまして採暖費については一考すべきではないかと考えています。

それから、監査と指導監査の件を申し上げます。私は、かねて屋上屋を重ねないように新制度設計ではお願いしているつもりでございます。公認会計士さんによる監査は幼稚園において行われておりまして、実はこれは私どもとしては大変助かっています。

といいますのは、数々指摘されまして、なるほどと思うところがたくさんございます。これは私自身、個人的にはとてもいいものだと考えていますので、公認会計士の監査を続けることについて何ら異議はございません。

しかしながら、もう一つ保育所のほうでの指導監査というのが自治体によってございまして、ここにおいても同様なことが行われることについて異議がございまして。私が関係しているところでいえば、例えば税理士さんが市の職員の方についてきて、会計のほうの監査を受けるということもございまして、これは全く時間としてもらったくない。そして、その自治体が税理士さん等の費用も公費で賄っているわけですから、大変もったいないと考えています。

ですから、仮に業務監査の面を今の保育所のほうの指導監査で行うといたしましても、幼保の場合には公認会計士さんの監査を受けていることによって会計業務とは切り離して省力化をお願いしたいと考えております。

なお、施設型給付は個人給付を法定代理受領とするもので、民間保育所における委託費とは性格が違いますので、この点について強く申し上げておきたいと思っております。

それから、処遇改善についてですが、民改費の経験年数に認可外を配慮するという点については原則的に賛成でございます。

しかしながら、認可外には種類がたくさんございまして、どこで線を引くかということが難しい問題として残ると思っております。現実問題、認定こども園においても裁量型認定こども園は認可外保育施設でございまして、先ほど山口委員さんから出されましたように自治体が認証しているものもございまして、そこら辺のことについては当然ながら含めていただいて問題はないと考えております。

それから、そういったものを国の経験年数に換算するという現行制度は、国の何か基本的な考え方があるのでしょうか。実は、認定こども園幼保連携型の幼稚園教諭について、私の経験では経年年数に数えていただけなかった年がありました。認定こども園の職員であるのになぜですかという話をしたところ、その次の年度には8割の0.8を掛けたものが認められました。経験年数掛ける0.8ですね。そういったことは、自治体の裁量なんでしょうか。それとも、国の一つの決め事があるのでしょうか。これは、御質問でございまして。

それから、処遇改善の特例事業については前回の会議で申し上げましたが、お答えいただけませんでした。実をいうと、時間が押していたので私は再び聞けなかったのです。それをもう一度繰り返せば、幼保連携型で保育所だけ特例事業の恩恵に浴しませて、幼稚園

はないのです。幼稚園は私ども法人が全額負担をして、同じ年度に入った人には同じ昇給アップをいたしました。文科省に補正予算でも組んでいただいて、そこを何とかしていただきたいと思います。

最後に、自治体による違いについて申し上げます。これは国の仕組みを離れていますので、実は国に責任はない部分であります。国の強い御指導をお願いするものでございます。

ついこの間、私どもの勉強会がございましたが、そのときにこういう事例が出されました。それは、職員の退職金の問題でございます。退職金は私学の退職金財団というところが自治体にございまして、そういったものでお世話になっている学校があり、他方、福祉医療機構のほうでお世話になっている社会福祉法人さんがあります。

現在こういう実態があることをぜひ皆さんに知っていただきたいと思います。学校法人立の保育所が認められていまして、そこに所属する保育士さんは私学の退職金財団に加入できないという実態がございます。それから、もし加入したとしても、いわゆる幼稚園教諭の人よりも高い負担金を求められるということもございます。つまり、特別に入れるからという考え方です。

これは、逆の社会福祉法人さんのほうのことでも同じでございます。それが各自治体によって違っているのです。現行認定こども園が始まってもう何年も経つのにこういうことがあり、職員の処遇が一致できないという問題を抱えていることをぜひ皆様にございいただきたいと思います。

最後に、橋原委員さんが申しあげました整備費用の制度と、今回のいわゆる公定価格の中に賃借料とか、そういったものを入れるか入れないかということについては大問題でございます。やはり幼稚園にしても保育園にしても認定こども園にいたしましても、我々事業者としては改築や修繕への不安は常につきまっております。そういった財源をきちんと確保しておかなければならないということで、皆、節約すべきところは節約します。

ところが、制度的にお金を残せないというものも片やございまして、その不安が事業者にあるということをおわかりいただきたいと思います。

また、土地の賃貸借料についても加味できませんかということをお前回申し上げてありますが、実は今回国有地を使って保育の量拡大に頑張りましょうということをお安倍総理が申し上げまして、その結果、財務省が放出した国有地がございまして。

しかしながら、国有地を保育事業者に一般公募する事例があるにはありますが、当然といえば当然なのですが、地代が提示されています。つまり、国有地であれ、あるいは公的性格の強いURのようなものであっても地代は発生するのです。そういったものはどういふふうにございていったらいいかということについて問題提起をさせていただきます。

なお、資料2-2の給付に関する優先順位の関係についての2番目の「研修の充実」についての「研修」という言葉とともに、私たちが求めているのは教育・保育の準備だとか、後始末だとか、あるいは保育日誌を記入したりとか、教材研究だとか、その時間を保障し

てくださいということが一番の眼目でございますので、それが「研修」という言葉の中に含まれるのか。含まれていなければ、そういったものが明らかになるよう加えていただきたいということを申し上げまして終わります。

○無藤会長 ありがとうございます。

時間は過ぎておりますが、あとお2人、大日向委員と古渡委員に御発言いただきます。

大日向委員、どうぞ。

○大日向委員 時間が過ぎている中、申しわけありません。手短かに申します。

本日の資料、特に資料2-2は公定価格の議論を進めるに際しての全体のフレームをお示しいただいたものと考えます。ここに列挙されているもの、特に8ページ、9ページに列挙されているものは量の拡充、質の改善等といずれも重要だと考えます。

しかし、実施に際して何らかの形で優先順位を考える必要もあろうかと思えます。その際、新制度のそもそもの目的を再確認したいと思えます。新制度の目的というのは全ての子ども、親の生活スタイルや住む地域、または障害の有無にかかわらず、全ての子どもに良質な発達環境を保障することにあります。そういたしますと、2つのことを私は重要だと考えます。

1つは、就学前の子どもに保育と学校教育に保障された教育の保障と地域の子育て支援ができること、つまり何人かの委員の方も言われていましたが、幼保連携型認定こども園の普及です。

もう一点でございます。それは、給付関係の議論の重要性は十分理解いたしますが、それに偏らず、それと同等に地域子ども・子育て支援事業関係、そして社会的養護関係にも十分な議論が必要かと思えます。特に在宅で子育てをされていて0～2歳くらいのお子さんをお持ちの方は、一番孤独な育児を余儀なくされています。そうした親御さんにとって地域の子育て支援事業、あるいは地域の一時預かり事業の拡大が必要でしょう。

また、親の就労支援、あるいは学童期の子どもの発達保障という観点で放課後児童クラブの充実、さらに声が届きにくい社会的養護の子どもたちをいかに守っていくかということ、こうしたことに関しては柏女委員を初め何人かの方がおっしゃってくださいましたので、重複を避けるために詳細は省きます。

しかしながら、今、各地を回って現地の声、現場の声を聞いています。そういたしますと、新制度は子どもへの支援が見えにくいとか、しよせん都市部の待機児童対策でしょう、と言われます。そうではないと答えしているのですが、そうではないということを実感に見える化をするためにも、今後これからこの給付関係の議論と同時に、地域の子ども・子育て支援事業、そして社会的養護関係にも十分な時間、そして労力を割いて議論するという、この会議のあり方が問われているのではないかと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員お願いします。

○古渡委員 済みません。短い時間でお話ししたいと思えます。

今、大日向先生のお話を聞いて非常に感銘いたしました。本当にありがとうございます。認定こども園協会としましては意見書として出してありますので、ぜひ目を通していただきたいと思います。

実はそのほかに2点、お話をさせていただきたいと思っています。この公定価格の問題の中で、よくわかりづらいなと思っている観点が2つあったので、それを協会内で整理したものをお話しします。

まず1つは、この公定価格の中に施設単独で行うものと、施設と他が連携するものと、行政と施設が連携するものが混在していると思っています。これをもう少し明確にしていけないと、例えば先ほどの小学校との接続の問題とか、ネットワークの問題というものがごちゃごちゃになってしまいまして、よくわからなくなりそうな気がしていると思います。

そういう意味では、逆に公定価格として解決しなければいけない問題と、あとは制度その他、技術的に解決する問題、または技術的な問題の中でも多分制度を変えなくてはいいないとか、いろいろな問題があるのかもしれませんが、解決できる問題と解決できない問題と、多分この2つが残るのだらうと思います。

そういう意味では、公定価格の論点の中でごちゃごちゃになってしまうと非常にわかりづらいので、もう少しだけ整理していただければと思います。よろしく願いいたします。

○山口委員 済みません。追加をお願いいたします。

○無藤会長 では、これで終わりにしたいと思いますので、どうぞ。

○山口委員 ありがとうございます。一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

先ほど、高橋委員から御指摘があった参考資料1の件ですが、営利法人について6か所しかないので、これは正確な一般的な数字でないとは思いますが、という御質問がありました。

恐らく委員がおっしゃりたいのは、この営利法人の場合の人件費支出が少な過ぎるのではないかということだと思います。これだけ見れば私もそういうふうに見えるわけなのですが、この事業者と私は違うのでよくわかりません。恐らく事業費支出の中に、例えば給食の委託であるとか、そういったものが入っているのではないのでしょうか。そうすると、その他の法人の社会福祉法人等の場合、給食を委託しなかった事業者は人件費の中に調理の人件費などが入っていますし、委託をしてしまうとその費用が事業費だとか事務費だとかに振り分けられていくということだと思います。

中身はちょっと私もわかりませんが、ただ、これだけを見るとこの営利法人だけが突出して人件費が低い。つまり、労働者を搾取しているように見えてしまいますので、これはちょっと問題ではないかと思っています。

といいますのは、別に社福を攻撃するわけではありませんが、社会福祉法人は多くの場合、経営者の人件費もこの中に入っております。もしこういう表記をされるのであれば、

経営者と経営者一族以外の労働者の人件費を分けて表記されないと、こういうものがひとり歩きしていくとまた違った面で間違った認識を持たれる可能性がありますので、ぜひそれはお願いいたします。

○無藤会長 時間も過ぎましたので、ここまでにさせていただきます。また公定価格は最初に申し上げたように次回以降にも議論いたします。

事務局からのお答えは、資料を伴う詳細なものは次回に回していただいて簡潔に答えられる範囲で多少ということで、無理をお願いしますが、よろしくお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、なるべく簡単にと 생각합니다。

まず北條委員のほうから、委託費と施設型給付の関係についてお尋ねいただいたかと思えます。既にこの会議の場でも2回ないし3回くらい御説明したことがあるように思いますが、施設型給付につきましてその内容を定めております法律、子ども・子育て支援法の27条という条文がございますが、委託費について規定しております附則の第6条、その中でもこの第27条のところを引用する形で、同じ考え方で公定価格について触れられておるところでございます。

個人給付との関係での捉え方ということがあるかと思えます。これにつきまして何度か申し上げたと思えますけれども、この子ども・子育て支援法の中ではそれぞれの御家庭の事情ということに、どちらかというとい律的な形で経済的な支援を行う子どものための現金給付というものと、それから子どものための教育・保育給付というものを分けて規定いたしております。

子どものための教育・保育給付というのは施設型給付等の条文の中にございますけれども、この特定教育・保育に要した費用について施設型給付を支給するという考え方で、それぞれの教育・保育を提供する場の中にかかってくるコストとか、そういった要素を勘案して、そういったところでの教育・保育を実質的に受けることが保障されるような観点から公定価格を定めていくということでございます。27条の条文の中でも、例えば地域の問題ということに先ほど触れられておりましたけれども、特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案してという条文上の文言もございます。こういった点も踏まえて、今後の御議論をしていただければと思うところでございます。

それから、82ページの3歳以上児の実費徴収の状況でございます。これにつきましてどういった状況かということは必ずしも十分につまびらかにわかっているわけではございませんが、こういった形で実費徴収をしていない施設の場合には保育所の判断で徴収をしていないとしている場合もあると思えますし、または市町村のほうで単独事業という形でこの食費の部分を埋めているという場合もあるのではないかと推察いたしております。

それから、山口委員のほうから民改費に関しての御発言がございました。こういった中で、現状の民改費のところでの取り扱いで申しますと、基本的に民改費がつくられてきたもともとの趣旨が、同一の法人の中での人事異動とか、そういったところで経験年数が途切れてしまわないようにということもございましたので、基本的には社会福祉事業、ない

しは児童福祉事業というところで切っているわけでございます。

そういう意味で幼稚園、その他のものにつきまして、その通算の対象の中には現状入っていないということでございまして、現状の民改費につきまして幼稚園も通算対象に含められないかという予算要望をしたことがあるのですけれども、いまだ実現しておりません。

そういったことを踏まえつつ、新制度の中でこういった要素をどういうふうに考えていくかにつきましては、今後また御議論いただければと思っているところでございます。

それから、橋原委員のほうから、本日の資料でいきますと7ページから8ページにかけて書いてあることについてでございますが、この中で例の1、例の2、例の3として挙げていることとの関連の中で積み上げるということを申し上げたわけでございますけれども、この8ページの下のところでございますように、例の1をとるとか、例の2をとるとか、例の3をとるとか、そういう選択とは別の次元の問題としまして、現状積み上げられてつくられている保育所運営費というものがあり、これをベースにしましてどの程度改善をしていくのかという議論を今後していくということを考えますと、どの方法をとるにせよ、一定程度特定した上で強化していくということになる。

そのところで、個々の要素がどの程度独立した性格を持つかどうかというのは、今後の改定のあり方にかかわることではないかという形で提示しているということを改めて申し上げさせていただきたいと思えます。

それからもう一つ、施設整備費の関係等についてもございました。これについても今後、減価償却費、賃借料との取り扱いというところで十分御議論いただきたいと思います。従来から資料をいろいろ編集していく中で、若干参考資料的な形で書いてある部分を省略してしまった部分もあるかもしれませんが、特段考え方が変わったわけではございません。

いずれにしても、この減価償却に対応した給付の中で考えていく要素ということと、それから別途の施設整備費補助金という形で考えていく部分が、重複なく基本的にうまく組み合わせていくということを考えていく必要があると思っておりますので、今後また改めて検討の上、提示をさせていただきたいと思っているところでございます。

それから、参考資料の中でお配りしております営利法人の数のサンプルが少ないというところでございますが、調査対象としましては保育所全体が2万2,000か所余りある中で、この調査設計をした時点での営利法人の施設数が157でございましたので、そういう中でどうしてもサンプル数が少なくなったという点をひとつ御考慮いただきたいと思います。ことだけ申し上げたいと思えます。

それから、溜川委員のほうから民改費の通算の関係で0.8というふうなお話がございました。これにつきましては、非常に話が細かいので後ほど別途御説明いたしますけれども、自治体のほうで勝手に行っているものではございませんで、国のほうで0.8ということで定めている部分もございまして、そういったところでやっているものでございます。以上でございます。

○無藤会長 では、お願いします。

○蝦名幼児教育課長 溜川委員からございました、保育所については保育士等処遇改善臨時特例事業が昨年の補正予算から始まってございます。幼稚園のほうについては、同じようなものがないので御迷惑をおかけしているということでございます。

最大の理由としては、幼稚園については人件費が幾ら見積もられているかといったようなことが、トータルのコストもそうですし、財政支援、私学助成等で行う際に存在していないということは大変大きいです。

今回、公定価格で幼保を通じた共通のルール化を図る中で、例えば幼稚園に今までなかった教員の配置基準のようなものも考えていかなければなりませんし、その場合に一人当たり幾らの給与が出ていることになっているかというようなことについても考えていかなければならないと考えてございますので、今後幼稚園教諭にしても、保育士にしても、給与水準が低いという状況は余り変わりはないので、今後とも給付改善、処遇改善ということは考えていかなければならないだろうと考えております。

あともう一点、多くの委員の方々から保幼小の連携についていろいろと、これはどういうことなのかということも含めてお尋ねいただきました。まだ具体的にこういったことを考えておりますということの提示はできてございませんけれども、保幼小の連携ということを進めてこれまでまいっている中で、多くの園の取り組みというのは先ほどの整理でいきますとステップ2とってございましたが、皆で集まって共同してさまざまな行事を行ったり、活動を行ったりというところでどうもとどまっているというのが今のところの私どもの認識でございます。

より具体的に一步も二歩も進めて、例えば平成22年に研究会を設けまして報告を出しておりますけれども、その中では小学校の低学年と、例えば幼稚園の最終年齢くらい、保育所の最終年齢くらいを接続期と捉えたカリキュラム上の工夫などできないかといったようなことも提言されております。そういったことは、保幼小の連携を通じて幼児教育、保育の質の向上という観点から重要な意味があるだろう。これは、地域でそれを支えるという取り組みもあると思いますが、各園がそれぞれの地域の小学校と、真ん中に子どもを据えてどういう接続期のカリキュラムを考えるかということもぜひ追求していけたらという思いもございまして、このような観点があるのではないかというふうに本日の資料には記載させていただいているところでございます。具体的には、また検討の上、資料を提示して御議論いただければと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。いろいろまだ御質問、御意見はあるでしょうが、次回にぜひお願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、次回の日程について事務局からお願いいたします。

○長田参事官 お疲れ様でございました。次回でございしますが、2月14日14時からということで基準検討部会を予定しております。詳細につきましては、また後ほど御案内をさせていただきます。

1点だけ御報告でございしますが、年末の12月26日及び1月15日におまとめをいただきます

した基準の関係につきまして、何よりも制度の実施主体である自治体にしっかりと御理解をいただくということが重要でございますので、先週の1月24日に自治体向けの説明会を開催させていただいております。

その際、首長部局、教育委員会の連携という話もございましたけれども、基本的には複数枠を設けまして、各自治体のほうにはそれぞれの部局からの職員を出していただくというようなことで、これまでも同様でございますが、そういった形で運営をさせていただいておりますことを申し添えておきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、第12回子ども・子育て会議、第13回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議を終了いたします。お疲れ様でございました。

～ 以上 ～